

2024年9月30日
WEB開催

2025 年度 第 1 回共済推進県本部代表者会議

議 事 次 第

座長 石井総合組織局長
石上委員長あいさつ

<報告事項>

- I. 自治労共済推進本部の実績報告…………… 別冊
- II. じちろう共済推進マニュアル(第2版)の活用について…………… P.1
- III. 自治労共済推進本部「長期共済・税制適格年金」付帯キャンペーンの実施について…………… P.5

<協議事項>

- I. 予定利率改定にともなう退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて…………… P.11
- II. 2024年度じちろうマイカー共済推進強化の取り組み…………… P.26
- III. 2024年度共済推進県本部交付金を活用した推進強化について…………… P.52

全日本自治団体労働組合
(自治労本部共済推進委員会)

<報告事項Ⅰ>

自治労共済推進本部の実績報告

別冊

< 報告事項Ⅱ >

じちろう共済推進マニュアル（第2版）の活用について

I. 提案の趣旨

自治労本部共済推進委員会作成の共済推進マニュアル第2版の活用について提案します。

II. 第2版共済推進マニュアルの作成意義（基本的な考え方）

2021年10月に発刊された『新たな共済推進マニュアル（第1版）』は、団体生命共済抜本改正をふまえた「新たな共済推進方針」にもとづき、単組での具体的な共済推進運動（労働者自主福祉運動）の取り組み方を説明する内容として作成され、広く県本部、単組での共済運動に活用されました。2022年6月の団生改正から2年が経過し、この推進運動を全単組に浸透、定着させていくために、第1版発刊以降に収集した推進手法や新たな情報を中心に再編し、タイトルを「じちろう共済推進マニュアル」に変更した第2版を刊行します。

第2版においても、単組での共済推進運動（労働者自主福祉運動）の基本的かつ標準的な取り組み方を具体的に説明するとともに、各共済制度の推進ポイントについても解説しており、県本部、単組執行部を中心に、日常の推進活動に活用することを目的としています。

III. 第2版の活用方法

1. 第2版の特徴

マニュアル第2版を活用することで以下知識を修得できる構成となっています。

- ① 自治労共済の成り立ちを振り返り、あらためて自治労共済は自治労の組織活動であり、組織の団結強化に貢献することを確認する。
- ② 共済運動の意義を単組組織力の強化の面と組合員個人の暮らしの安心・安定の向上の側面から理解する。
- ③ 単組執行部が取り組むべき基本的な活動を、具体的な事例とともに理解する。
- ④ 年間スケジュール（共済推進機会）ごとに、単組執行部が有効に活動できるよう具体的な目標と指針および、推進手法を修得する。
- ⑤ 主要制度ごとの推進ポイントを理解し、加入推進に活用する。

2. 活用対象者

マニュアルの活用対象者は、以下の通りです。

- ① 単組執行部（支部役員含む）
- ② 単組書記（支部書記含む）
- ③ 単組各専門部・評議会・協議会等の横断組織の幹事・役員
- ④ 単組職場・分会委員
- ⑤ 自治労県本部役職員
- ⑥ 自治労共済推進本部県支部職員
- ⑦ こくみん共済 coop 各県推進本部（支所含む）職員 他

3. 県本部・単組の取り組み

マニュアルの主な活用方法は以下の通りです。

- ◆ 各組織にて共済推進計画を策定する際にポイントを確認する。
- ◆ 各組織にて推進機会ごとの企画立案、準備を行う際に参照する。
- ◆ 各制度の組合員説明会・個別オルグを行う際のトークスクリプトへの参考にする。
また、教宣物作成へのヒントとして活用する。
- ◆ 共同推進を前進させるべく、県本部役員書記・共済県支部職員だけでなく、こくみん共済 coop 県推進本部職員にも自治労の共済運動への理解を図るために、学習資料として活用する。

(1) 県本部の取り組み

県本部は 11 月下旬の冊子配布および画像データ公開以降、2025 年 3 月末退職予定者対策と 2025 年 4 月新規採用者対策に間にあうよう、以下の活動をすみやかに展開します。

- ① 執行委員会・共済推進委員会において、冊子の内容を確認し、単組での活用法に関する提起内容を協議する（12 月目途）。
- ② 直近の単組代表者会議等において、マニュアルの内容および活用方法を全単組へ周知する（12 月～1 月目途）。
- ③ 直近の単組執行部オルグ等において、各単組が「2025 年 3 月末退職予定者対策」「2025 年 4 月新採取り組み」にむけて、推進計画の立案や具体的な実行内容を協議する際に本マニュアルを参照するように提案する（1 月～2 月目途）。

(2) 単組の取り組み

単組は執行部交代時や各推進機会において適時マニュアルを活用し、共済推進運動の一層の活性化をはかります。

- ① 単組執行部の交代時に、新役員が基本的な共済推進の取り組みについて学ぶ。
- ② 執行委員会・共済推進委員会において、年間計画を検討する機会、また、新採対策、継続募集、退職予定者対策などの各取り組み計画を協議する際に参考とする。

- ③4月の新採対策期に、組合・共済説明会での配布物（加入申込書など）やオルグトーク原稿を作成する際に、記載してある具体的な取り組み事例を参照する。
- ④各制度の加入推進を目的とした学習会を行う際に、制度ごとの推進ポイントを確認する。

など

4. 冊子の作成

(1) 冊子の主な内容

本冊・分冊は以下内容で構成します。

- ①本冊（A4カラー無線綴じ 約50ページ）
- ②別冊 <制度推進編>（A4カラー 約25ページ 画像データのみ）

※読みやすく現場で活用しやすくするために、また、制度改定等に適時対応するために、各制度に関する推進ポイントについては別冊<制度推進編>として分冊にして作成します。また、別冊は印刷物として作成はせず、画像データとして県本部、単組へ提供します。

(2) 本冊の配布

各県本部へ「単組数×2冊+県本部用5冊」を基準として、11月下旬を目途に発送します。

※別途共済県支部職員およびこくみん共済coop各県推進本部職員向けとして、同日程で県支部へ発送します。

※「第10回全国共済集会（11/21、22開催）」の資料へ本冊子を同胞し、集会参加者向けに配布します。

(3) 画像データの提供方法

本冊、別冊ともに画像提供を行う。提供方法は「産別ネット・じちろうネット」「じちろう共済ネット・ハッピーちゃんネット」へデータ格納します。

IV. 進め方

9月30日	第1回共済推進県本部代表者会議
11月21日	第10回じちろう全国共済集会（冊子配布）
11月下旬	県本部、県支部へ冊子の送付、および画像データ公開

V. 添付資料

1. じちろう共済推進マニュアル（本冊）
2. じちろう共済推進マニュアル（別冊）<制度推進編>

以上

<参考>

「自治労第98回定期大会議案」より一部抜粋

第1号議案 当面の闘争方針

11. 労働者自主福祉活動の推進

【本部共済推進委員会の取り組み】

7. 単組における共済推進運動をよりわかりやすく、具体的な活動に結び付けるため、「新たな共済推進マニュアル」を改訂し周知を行います。

【単組の取り組み】

14. 単組は、「新たな共済推進マニュアル」を活用し、改めてじちろう共済に取り組む意義を確認し、共済推進活動を進めます。とくに、役員改選により新たに選出された役員を対象とした学習会を積極的に開催し、役員の団体生命共済全員加入とマイカー共済の見積もり実施に取り組みます。

(下線は本部共済推進委員会)

<報告事項Ⅲ>

自治労共済推進本部「長期共済・税制適格年金」付帯キャンペーンの実施について

自治労共済推進本部は、2024年度第1回県支部事務局長会議（2024年8月23日）において、第14回組合員代表者会議（2024年7月30日）において確認された、2024年度事業推進方針・実行計画にもとづく、「長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン」の実施について確認しましたので、そのキャンペーン概要について報告します。

<別紙>第1回県支部事務局長会議（2024年8月23日）資料参照

以 上

<別 紙>

2024年8月23日
第1回県支部事務局長会議
事業推進部

「長期共済・税制適格年金」付帯キャンペーンの実施について

(添付資料 有)

I. 提案の趣旨

第14回組合員代表者会議(2024年7月30日)にて確認された、2024年度事業推進方針・実行計画および第3回県支部事務局長会議(2024年3月22日)で示した2024年度推進計画にもとづき、長期共済・税制適格年金付帯キャンペーンの実施概要について確認する。

II. 取り組みの意義と目的

安定的かつ無理なく積み立てができる長期共済・税制適格年金の特徴や優位性の周知と加入拡大に向けて、「長期共済・税制適格年金付帯キャンペーン」を実施する。

あわせて、長期共済・税制適格年金の優位性の周知を通じて、団体生命共済未加入者の加入拡大に向けた取り組みを展開する。

III. 長期共済・税制適格年金キャンペーン実施概要

1. キャンペーン期間

下記の期間に全国統一で実施する。
2025年1月1日～3月31日

2. キャンペーン概要

キャンペーン期間中を「申込日」とした長期共済・税制適格年金への新規加入や増口/増額付帯した組合員に対し、ノベルティを進呈する。

※新規加入・増口付帯には、随時払、中断契約からの再開(復活)、解約・新規を含む。

3. ノベルティ

<ハッピーちゃんラバーコースター>



サイズ：90mm

4. 推進ツール

(1) キャンペーンチラシ

自治労共済推進本部で統一したキャンペーンチラシを 11 月中旬までに作成する。

<別紙 1>

チラシの発送等の詳細は、別途事務連絡で案内する。

(2) 機関紙広告

キャンペーンを周知する機関紙広告の版下を作成し 11 月中旬までに公開する。

公開時に、別途事務連絡で案内する。

5. 長期共済・税制適格年金学習会の開催

(1) 2024 年度県支部事務局長・推進担当者研修会

キャンペーン実施にあたって、組合員の関心が高い資産形成と、長期共済・税制適格年金の優位性をテーマとした学習会を県支部事務局長・推進担当者会議（10 月 29 日）の翌日に開催予定の県支部事務局長・推進担当者研修会で以下の通り開催する。

日時 2024 年 10 月 30 日（水）9 時～10 時 30 分

講師 (株)FPハーベスト 瀬戸家みのり氏

(2) 学習会動画および資料の公開

キャンペーン実施の前段に、県支部役職員の理解を促進するため、事務局長・推進担当者研修会での瀬戸家 FP の講演動画を 2024 年 11 月から 2025 年 3 月末までの 5 ヶ月間 Youtube にて公開する。

本動画は、共済本部および県支部役職員に向けた研修動画であることに留意する。

(3) その他の学習会

単組役職員に向けては、第 10 回じちろう全国共済集会の第 2 分科会（11 月 22 日）で「長期共済・税制適格年金を活用した資産形成方法」を開催するとともに、2025 年 2 月～3 月に開催予定の「単執行部向けオンラインセミナー」での長期共済・税制適格年金の講座を開催する。あわせて、後日の動画配信も実施し、キャンペーン期間中に単組執行部等が学習できる機会を提供する。

6. 取り組み方針

(1) 長期共済・税制適格年金のすすめ方

金融庁のウェブサイトに掲載されている通り、株式や投資信託を活用した金融商品は、収益性は高いものの安全性が低く、将来の資産形成を全てそれらに委ねることはリスクが高い。それに比べ長期共済・税制適格年金は、安全性が高く、収益性・流動性も一定確保されている安定的な資産形成手段であるため「まずはコアな資産形成手段として長期共済・税制適格年金の活用」を組合員に訴求し加入拡大をはかる。

<金融庁 NISA 特設ウェブサイトより引用>

主な金融商品		安全性	収益性	流動性
預貯金	銀行や郵便局にお金を預けること、 またはその預けたお金	◎	△	◎
株式	会社が事業資金を集めるために発行 する有価証券	△	◎	○
債権	発行体がお金を借りるために発行す る有価証券	○	○	△
投資信託	多くの投資家から集めたお金を様々 な資産で運用する仕組みの商品	△~○	○~◎	○

安全性：元本および利子の支払いが確実かの度合い

収益性：どのくらいの収益が期待できるかの度合い

流動性：必要になったときにすぐ換金できるかの度合い

<長期共済・税制適格年金の特徴>

制度名称		安全性	収益性	流動性
長期共済 税制適格年金	退職後の年金のための積立 タイプの共済	◎	○ 予定利率 1.25%	○ 中途解約 可能

(2) 2025年3月末退職予定者等への推進強化

キャンペーン期間中に各県本部・県支部・単組で開催される退職予定者説明会やセカンドライフセミナー、個別相談会では、退職後の年金給付も予定利率 1.25%で運用される優位性を訴求し、随時払による積み増しに取り組むこととする。

(3) 団体生命共済の取り組みとの連動

長期共済・税制適格年金に新規に加入する場合は、団体生命共済への加入が必須であることから、集団加入単組においては、キャンペーン期間中（1月～3月）に団体生命共済への新規加入が可能となるよう、年間計画で予定するスポット募集に加えて、4月発効あるいは5月発効のスポット募集を追加で設定するなど、長期共済・税制適格年金と団体生命共済の加入拡大をセットで取り組むこととする。

以上

こくみん共済 NEWS
5124G000

将来への種まきはじめてませんか？

未定稿

長期共済

在職中:新団体年金共済
退職後:新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

税制適格年金

新団体年金共済

早くはじめることで大きく育ちます！

未来への安心

積み立てキャンペーン

キャンペーン期間

2025年1月1日～3月末日

期間中の新規加入または増口/増額の申し込みでもれなくプレゼント！ ▶▶▶

ただ積み立てるだけ。専門知識は不要です！





ラバーコースター

※写真はイメージです

退職後のための確実な資金づくりにピッタリの積立型の共済です。今すぐ利用しないと損！

在職中に積み立てを行い、退職後に年金として受け取れる積み立てタイプの共済です。

長期共済

月払 1口 3,000口から
(最大50口まで)

※半年払を取り扱っている組合もあります。その場合の口数は、月払と半年払あわせて50口が限度となります。

自分に合った口数を選択できます

税制適格年金

月払 5,000円コース/10,000円コース
(いずれか)

※半年払を取り扱っている組合もあります。

在職中の掛金は『個人年金保険料控除』の対象のため節税効果が期待できます

退職後に「15年確定年金」を選択した場合

- 税制適格年金の例 -
例) 月払10,000円コースで40年間積み立て



年金受取総額例
640.2万円
(年金即時開始の場合)

掛金累計(480万円)に対する受取率133.4%

※税制適格年金は、積立金全額を年金給付の原資に充当していただきます。

※退職後に受け取る年金は、雑所得の対象となります。

※作成日現在の予定利率1.25%にもとづき試算

※予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。

移行

※在職中の積立期間が月払の場合は5年未満のとき、積立金(解約返戻金)が掛金累計額を下回ります。

こくみん共済(全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部

全日本自治労労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

契約にあたってはパンフレットをご覧ください。不明な点があれば所属する組合にご連絡ください。

自治労共済推進本部 ○○○○県支部

電話: 000-000-0000

○○○○年○月作成



だから
始めやすい!

掛金は給与天引き

給与天引きだから
手間なく無理なく積み立てが
可能です。

ムリなく積み立て可能

家計の状況に合わせて、途中で
増口・増額/減口・減額可能です。
※積立期間によっては中断/復活もできます。

専門知識は不要

お預かりした掛金は長期的な
観点で「こくみん共済 coop」
が運用します。

未定稿

早く始めるほどお得! 積立期間が長いほど返戻率がアップします

在職中の積立金額例表

長期共済 月払掛金:1口3,000円あたり			
積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金	返戻率
4年	144,000円	143,700円	99.8%
5年	180,000円	180,700円	100.4%
10年	360,000円	372,000円	103.3%
15年	540,000円	574,600円	106.4%
20年	720,000円	789,100円	109.6%
40年	1,440,000円	1,781,000円	123.7%

月払の場合、5年以上でプラスに

税制適格年金 月払掛金:5,000円コースの場合			
積立年数	掛金累計	積立金・解約返戻金	返戻率
4年	240,000円	239,500円	99.8%
5年	300,000円	301,100円	100.4%
10年	600,000円	620,000円	103.3%
15年	900,000円	957,700円	106.4%
20年	1,200,000円	1,315,200円	109.6%
40年	2,400,000円	2,968,300円	123.7%

※作成日現在の予定利率1.25%にもとづき試算
※予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額を約束するものではありません。※在職中の積立期間が月払の場合は5年未満のとき、積立金(解約返戻金)が掛金累計額を下回ります。

余裕資金ができたときにまとめて積み増しできる『随時払』の方法もあります

長期共済

税制適格年金

それぞれの月払(または半年払)で払込中の方が利用できます。

例

払い込み
500万円

1年 2年 3年 4年
500万円 505万円 510万円 515万円

5年
520万円
(+20万円)

1ヵ月の発効あたり10万円~200万円(1万円単位)

※随時払は積立期間が1年未満のとき、積立金・解約返戻金が掛金を下回ります。

さらに!

税制適格年金

在職中の掛金は
『個人年金保険料控除』
の対象となり、『節税効果』
も見込めます。

例: 税制適格年金 月払5,000円コースに加入

年間払込掛金(6万円)に対して、**所得税3.5万円と住民税2.8万円**の
所得控除が受けられ、課税所得金額に応じて税金が軽減されます。

所得税・住民税の軽減額のめやす

課税所得金額(抜粋)	年間軽減額		
	所得税	住民税	合計
~195万円	(3.5万円×所得税率5%) 1,750円	2,800円	4,550円
195万円を超え330万円	(3.5万円×所得税率10%) 3,500円	2,800円	6,300円
330万円を超え695万円	(3.5万円×所得税率20%) 7,000円	2,800円	9,800円

※他の保険料控除・所得控除・税額控除などの適用状況により軽減額は異なります。

新規加入・増口できる方は、次の①②③の条件を満たす方です

1

団体生命共済に加入している組合員本人
長期共済 発効日現在 満59歳以下

2

団体生命共済に加入している組合員本人
税制適格年金 発効日現在 満54歳以下

3

加入の場合 通常就業者(高血圧緩和を含む)・
準通常就業者の方

〔団体生命共済の「組織加入単組(県)」
では、非通常就業者も加入できます。〕

※ただし、入院中の方は加入できません。

増口/増額
の場合

申込日時時点で
入院中ではない方

●団体生命共済の継続募集時期に関わらず、加入・増口ができます。 ●長期共済・税制適格年金の両方を組み合わせて加入もできます。
●団体生命共済とあわせて加入することで、在職中の保障と退職後の保障を一括して準備できるプランをご案内しています。

< 協議事項 I >

2024年9月30日
第1回共済推進県本部代表者会議
自治労共済推進本部

予定利率改定にともなう退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて

(添付資料：有)

I. 提案の趣旨

全労済本部における、個人長期生命共済・終身生命共済の予定利率改定（2025年4月実施）を踏まえた、じちろう共済制度への影響については、6月～7月に開催した共済推進県本部・県支部合同会議ならびに第5回県支部事務局長会議（2024年6月25日）において報告し意見交換を行い、2024年度第5回県本部代表者会議（2024年7月29日）および第1回県支部事務局長会議（2024年8月23日）では、退職後共済や親子共済等のじちろう共済制度について、推進上の取り扱いについて議論を深めてきました。

本日は、退職後共済や親子共済等のじちろう共済制度の推進上の取り扱いについて確認します。

II. 各共済制度への影響

各共済制度の掛金や制度への影響についての詳細は、別紙1「予定利率改定にともなう退職後共済等への影響」参照

III. 自治労における推進上の取り扱い

1. じちろう共済制度における推進方針の考え方

(1) 退職後の基軸制度はじちろう退職者団体生命共済

- ① じちろう共済の退職後の生命・医療保障については、じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の2つの制度を準備しているが、移行加入する場合はいずれか一方を選択し移行しなければならない。
- ② じちろう退職者団体生命共済は、退職後共済の掛金改定後も、保障・掛金ともに有利であり、在職中制度から健康状態にかかわらず継続利用可能な制度であることから、退職後の生命保障・医療保障の基軸制度は「じちろう退職者団体生命共済」とし、長期共済からの移行制度は年金給付とする。なお、退職後共済（終身医療・遺族終身）については、組合員が希望した場合に加入案内を行う制度とする。
- ③ 長期共済・税制適格年金は、組合員の退職後に向けた有力な資産形成手段として、主として退職後の年金給付を目的とする積立制度であることを訴求し、積極的な推進をはかることとする。

(2) 親子共済の積極推進の再開

- ① 2025年4月の掛金改定では親子共済の満期共済金・重度障害共済金が増額となり、元本割れする年齢層が縮小する。また、親子共済は、教育資金と組合員死亡保障を兼ね備える制度であり、こども保障満期金付タイプと比較しても優位な制度内容であることを組合員に訴求できることから、親子共済を基軸制度として積極推進を再開する。
- ② 親子共済の付加掛金は、こども保障満期金付タイプと比較しても高く、単組事務手数料についても、親子共済は1口あたり35円/月(年420円)、こども保障満期金付タイプは1共済期間の契約月数で異なりますが、100万円型で年180円(50万型は年90円)となっており、親子共済の積極推進を再開することで、単組財政にも寄与することとなる。

(3) こども保障満期金付タイプの取り扱い

- ① 2025年3月までは、こども保障満期金付タイプを推進する。
- ② 2025年4月以降のこども保障満期金付タイプの募集停止は行わない。
- ③ ただし、親子共済の代替制度としての役割りは終えるため、積極推進は行わず、親子共済に加入できない場合や親子共済では元本割れする場合など、こども保障満期金付タイプへの加入を組合員が希望した場合に加入案内を行うこととする。

(4) 介護保障について

- ① 介護保障は、現行通り取り扱う。

2. 推進ツールについて

(1) 退職後共済(医療・遺族)

- ① 2025年4月1日以降の発効契約から、改定後掛金が適用されることから、2025年3月末退職予定者に対する移行掛金案内については、改定後掛金で案内する。
- ② 2025年3月末退職者に向け、掛金改定を反映した「退職後共済移行のしおり」「考えよう退職後のライフプラン」を作成する。
- ③ 掛金以外の見直しについては、推進方針に変更がないことから、2026年6月発効以降の長期共済加入者の健康告知に関する注意文言の記載など小幅な見直しにとどめ、内容の大幅改定は行わない。
- ④ 予定利率改定を反映した「退職後共済移行のしおり」「考えよう退職後のライフプラン」は、例年通り、10月上旬に県支部・単組に送付する。
- ⑤ 退職後共済の移行掛金表等についても、改定後掛金で出力し、例年通りのスケジュールで10月中旬以降に順次単組に送付する。

(2) 親子共済・こども保障満期金付タイプ

- ① 親子共済を基軸制度として積極推進を行う方針と、方針にそった加入案内を組合員に行うためにも、2025年4月発効以降のセット共済パンフレットには、親子共済のみを掲載する。
- ② こども保障満期金付きタイプについては、セット共済パンフレットの親子共済のページに、こども保障満期金付タイプの案内について記載する。
- ③ こども保障満期金付タイプへの加入を希望する組合員については、単品パンフレットで案内

する。

- ④ 2025年4月発効以降の県枝より、新予定利率での親子共済等を掲載したセット共済パンフレットを作成する。例年10月以前に単組への納品を希望している県支部については、個別対応を行う。
- ⑤親子共済の単品パンフレットは、10月下旬までに作成し、作成後、広報宣伝課より事務連絡で案内する。
- ⑥2024年度推進計画(案)で提起しているこども保障満期金付タイプのおすすめプランの打出しについては、予定利率変更にとまなう掛金改定が明らかになったため実施を見送る。

(3) 組合員周知のための資料の作成

- ① 第1回共済推進県本部代表者会議(2024年9月30日)において、予定利率改定にとまなう親子共済等の推進上の取り扱いが確認された後、推進方針を組合員に周知するための資料として、「きょうさいNEWS」を作成する。
- ② 「きょうさいNEWS」は、10月上旬までに作成し、作成後、広報宣伝課より県支部に発信文書で案内する。

3. 親子共済推進にあたっての留意点

- ① 掛金改定が2025年4月1日実施であるため、各県枝の更新月に関わらず、2025年4月1日以降に親子共済に新規加入・追加加入する場合は、改定後掛金が一斉適用となる。
- ② 2025年4月発効以降の県枝のセット共済パンフレットには、順次、親子共済を掲載するが、それまでの間に、組合員が親子共済への加入を希望した場合は、単品パンフレットを使用する。
- ③ 親子共済への新規加入は継続募集期に限られ、例月加入が可能なのは新生児誕生時(2満期以内)のみとなっているため、集団加入単組においては、2025年4月1日から各県枝の継続募集期までに実施するスポット募集で、親子共済について周知し、親子共済への加入ニーズに対応するよう準備する。

4. その他

その他の推進ツールや実務対応などについては、詳細が確定次第、別途内容等を明らかにします。

IV. 進め方とスケジュール

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
2024年 2月21日	全労済理事会 「貯蓄性商品のさらなる展開について」 (業務報告)	
4月25日	全労済理事会 「個人長期生命共済および終身生命共済 の予定利率等の改定案」協議・確認 行政折衝の開始	

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
5月24日		臨時常任代表委員会 退職後共済等への影響 報告
5月24日		第8回代表委員会 退職後共済等への影響 報告
6月～7月		ブロック別共済推進県本部・県支部合同 会議 同上報告と意見交換
6月25日		第5回県支部事務局長会議（WEB） 同上報告・意見交換
7月2日		第19回企画調整会議 「推進上の取り扱い」 協議
7月5日		第20回常任代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月12日		第9回代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月16日		第11回本部共済推進委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月29日		自治労第5回県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 提案
8月23日		第1回県支部事務局長会議（WEB） 「推進上の取り扱い」 意見交換
8月28日	全労済通常総会 「個人長期生命共済および終身生命共済 事業規約改正案」決定	
9月30日		第1回共済推進県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 確認
2025年 4月1日	個人長期生命共済・終身生命共済（予定利 率）改定実施	退職後共済・親子共済等の掛金改定

V. 添付資料

【別紙1】「予定利率改定にともなう退職後共済等への影響について」（共済推進県本部・県支部合同会議会議資料）

【別紙2】きょうさいNEWS（2024年10月1日発行の予定稿）

以上

<別紙 1>

2024年6月5日～7月4日
共済推進県本部・県支部合同会議
自治労共済推進本部

予定利率改定にともなう退職後共済等への影響について

(添付資料：有)

I. 提案の趣旨

全労済本部では、資産運用を取り巻く環境（財務省国債金利情報 2024年5月22日現在 10年国債 1.007%）などをふまえ、個人長期生命共済・終身生命共済の予定利率改定を2025年4月実施で行うこととしている。

じちろう共済制度【退職後共済 医療給付（定期・終身）・遺族給付（定期・終身）、こども保障満期金付タイプ、親子共済、介護保障】への影響を確認する。

なお、新団体年金共済の予定利率の変更はないため、長期共済・税制適格年金への影響はない。

II. 予定利率改定等について

1. 個人長期生命共済・終身共済の予定利率改定（2025年4月1日実施）

(1) 改定内容

改定内容は予定利率変更のみ、保障内容の変更はない。

詳細については、「【別紙1】本部理事会（2024年4月25日開催）資料」を参照。

(2) じちろう共済制度への影響

制度名	保障型	共済期間	現行 予定利率	改定後 予定利率	加入者への影響 (○有利、×不利)	
			2019年 8月～	2025年 4月～		
退職後 共済	医療	定期	0.25	0.50	掛金額の引下げ	○
		終身	0.75	1.00		
	遺族	定期	0.25	0.50		
		終身	0.35	1.00		
こども保障 満期金付タイプ	月払	定期	0.50	1.00	掛金額の引下げ	○
親子共済	月払	定期	0.50	1.00	満期共済金、死亡・重度障害共済金の増額	○
介護保障	月・年払	終身	0.50	0.75	掛金額の引下げ	○
	一時払		0.35	1.00		

2. 各共済制度の共済掛金（主な例）

（1）退職後共済

2025年4月予定利率改定によって、退職後共済移行時の掛金（移行掛金）は、つぎのとおり、引き下げとなる。

詳細については、「【別紙2】退職後共済の改定後の移行掛金表」を参照。

<例> 組合員が65歳で移行する場合

① 医療給付

ア 定期医療給付 入院日額 5,000 円・80 歳満期・三大疾病付

	現行	改定後	差額	率
男性	2,333,282 円	2,286,093 円	▲47,189 円	▲2.0%
女性	1,557,282 円	1,524,133 円	▲33,149 円	▲2.0%

* 「定期医療給付 三大疾病付」は、「定期医療プラン」に三大疾病医療特約を付帯した共済契約

イ 終身医療給付 三大疾病付

	現行	改定後	差額	率
男性	4,199,527 円	4,139,511 円	▲60,016 円	▲1.4%
女性	3,475,626 円	3,403,608 円	▲72,018 円	▲2.1%

* 「終身医療給付 三大疾病付」は、75歳までの定期保障「定期医療プラン（2019）」（入院日額 2,000 円）と、終身保障「終身医療プラン（2019）三大疾病タイプ」（入院日額 3,000 円）の組み合わせによる共済契約

② 遺族給付

ア 遺族定期給付 80 歳満期（100 万円あたり）

	現行	改定後	差額	率
男性	391,880 円	383,410 円	▲8,470 円	▲2.2%
女性	203,280 円	198,690 円	▲4,590 円	▲2.3%

* 「遺族定期給付」は、「定期生命プラン（2019）」による共済契約

イ 遺族終身給付（100 万円あたり）

	現行	改定後	差額	率
男性	975,430 円	866,510 円	▲108,920 円	▲11.2%
女性	963,820 円	825,470 円	▲138,350 円	▲14.4%

* 「遺族終身給付」名は、「終身生命プラン（2019）」による共済契約

(2) こども保障満期金付タイプ

2025年4月予定利率改定によって、掛金が引き下げとなり、返戻率が引き上げとなる。
 詳細については、「【別紙3】こども保障満期金付タイプ 改定後の掛金表」を参照。

<例> 子ども0歳、満了年齢18歳で（大学入学準備コース）に加入する場合

① 満期金50万円型

	現行	改定後
満期金	50万円	50万円
子どもの死亡・重度障害	50万円	50万円
加入年齢：0歳 満了年齢：18歳	月払掛金：2,275円 掛金払込総額：491,400円 返戻率：101.75%	月払掛金：2,175円 掛金払込総額：469,800円 返戻率：106.43%

※ 返戻率＝満期金÷掛金払込総額

② 満期金100万円型

	現行	改定後
満期金	100万円	100万円
子どもの死亡・重度障害	100万円	100万円
加入年齢：0歳 満了年齢：18歳	月払掛金：4,550円 掛金払込総額：982,800円 返戻率：101.75%	月払掛金：4,350円 掛金払込総額：939,600円 返戻率：106.43%

※ 返戻率＝満期金÷掛金払込総額

(3) 親子共済

2025年4月予定利率改定によって、満期共済金額と死亡・重度障害共済金額が増額する。

満期共済金について、元本割れする年齢層が縮小し、満期共済金額が掛金払込累計を上回る年齢層が拡大する。

詳細については、「【別紙4】親子共済 改定後の満期共済金額」を参照。

<男性の例>

現行、元本割れするのは、子ども0歳で加入する場合の親年齢が26歳以上の年齢層だったが、改定後は、41歳以上の場合に限定されることになる。

<女性の例>

現行、元本割れするのは、子ども0歳で加入する場合の親年齢が33歳以上の年齢層だったが、改定後は、元本割れする年齢層はなくなる。

<例> 組合員 30 歳男性、子ども 0 歳で加入した場合（100 円未満切り捨て）

		現行	改定後	差額	
保障内容	満期共済金	1,074,900 円	1,121,300 円	46,400 円	
	死亡・重度障害 共済金額	組合員	1,100,000 円	1,200,000 円	100,000 円
		子ども	100,000 円	100,000 円	—
掛金	月払掛金	5,000 円	5,000 円	—	
	掛金払込総額	1,080,000 円	1,080,000 円	—	
	返戻率	99.5%	103.8%	—	

<参考> 親子共済の保障内容

子どもの高校卒業当該年度に満期金（満期共済金）が受け取れる制度。組合員本人が積立期間中に死亡した場合は、それまでの積立金相当額（累加死亡・重度障害共済金）と満期金相当額（死亡・重度障害共済金）が支払われる制度となっている。また、こどもの死亡・重度障がいの際には1口あたり10万円のこども死亡・重度障害共済金が支払われる。

2025年4月の予定利率改定では、満期共済金額と死亡・重度障害共済金額が増額する。

（4）介護保障（せいめい共済・新終身生命プラン介護タイプ）

2025年4月予定利率改定によって、掛金が引き下げとなる。

詳細については、「【別紙5】介護保障 改定後の掛金表」を参照。

<例> 組合員が40歳で加入する場合

① 月払い（終身払）

	現行	改定後	差額	率
男性	11,700 円	11,250 円	▲450 円	▲3.8%
女性	10,850 円	10,400 円	▲450 円	▲4.1%

② 一時払

	現行	改定後	差額	率
男性	4,769,450 円	3,824,800 円	▲944,650 円	▲19.8%
女性	4,749,300 円	3,748,800 円	▲1,000,500 円	▲21.1%

<参考> 介護保障の保障内容

要介護2以上となった場合に一時金が支払われ、要介護状態にならなかった場合でも死亡共済金が支払われる、死亡保障と介護保障が組み合わせられた保障内容となっている。

Ⅲ. 各共済制度への影響

1. 退職後共済とじちろう退職者団体生命共済

(1) 制度上の取り扱い

「じちろう退職者団体生命共済」と「退職後共済（医療給付・遺族給付）」は、退職時にいずれか一方を選択し移行加入する制度であり、両方を選択することは不可となる。

ただし、じちろう退職者団体生命共済を選択し、退職後共済の「年金給付」を利用することは可能となっている。

(2) 退職後の基幹制度は、じちろう退職者団体生命共済

2022年6月抜本改正により、じちろう退職者団体生命共済が発足し、退職後の基幹制度は、じちろう退職者団体生命共済となった。

(3) じちろう退職者団体生命共済は、加入者有利な共済制度

今回の予定利率改定後も、じちろう退職者団体生命共済が、保障内容、掛金水準とも、加入者有利な共済制度であることに変わりはない。

詳細については、「【別紙6】じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較」を参照。

- ① 現行、じちろう退職者団体生命共済の掛金水準は、一定の条件（同程度の保障内容）のもと、退職後共済と比較した場合、約32%低い掛金水準となっている。

<現行の比較>

性別	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
男性	1,750,440円	2,563,945円	▲813,505円	▲31.7%
女性	1,004,160円	1,472,720円	▲468,560円	▲31.8%

- ② 改定後、じちろう退職者団体生命共済の掛金水準は、一定の条件（同程度の保障内容）のもと、退職後共済と比較した場合、約31%低い掛金水準となり、約1.0%縮小するが、じちろう退職者団体生命共済の方が、加入者有利な共済制度であることに変わりはない。

<改定後の比較>

性別	退職者団体生命共済	退職後共済 (A)	掛金累計差額 (B)	% (B÷A)
男性	1,750,440円	2,528,825円	▲778,385円	▲30.8%
女性	1,004,160円	1,451,790円	▲447,630円	▲30.8%

<比較条件>

ア じちろう退職者団体生命共済

(医療保障充実型・E型 500 万円 + 医療保障 25 コース入院日額 5,000 円)

イ 退職後共済

(定期遺族給付 500 万円・定期医療給付 5000 円コース + 三大疾病保障)

ウ 移行加入年齢：65 歳

エ 掛金払込方法：じちろう退職者団体生命共済は、年払口座振替

退職後共済は、長期共済積立金からの一括払

オ 共済期間 10 年

2. 「こども保障満期金付タイプ」と「親子共済」

(1) 2019 年 8 月制度改定時の経過

<保障イメージ>

親子共済	こども保障満期金付タイプ

詳細については、「【別紙 7】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の制度比較」を参照。

- ① 親子共済（個人長期生命共済）は、子どもの教育資金（満期金）と、組合員と子どもの万一のときの保障（死亡・重度障害）を組み合わせた共済制度（自治労独自制度）である。

2019 年 8 月個人長期生命共済等の制度改定において、予定利率の引き下げ、予定死亡率等の見直しにより、満期金および死亡保障額の水準が低下したが、教育資金と組合員の生命保障を兼ね備える制度として広く普及している状況を鑑み、新しい予定利率が適用された後も、引き続き制度提供をしてきた。

- ② こども保障満期金付タイプ（個人長期生命共済）は、子どもの教育資金（満期金）と、子どもの万一の保障（死亡・重度障害）を準備できる共済制度である。

2019 年 8 月個人長期生命共済等の制度改定を機に、多様化する組合員ニーズに対応するため、取扱いを開始した。

- ③ 親子共済は 2019 年 8 月制度改定より積極推進を控え、元本割れをしないこども保障満期金付タイプを代替制度として推進してきたものの、2025 年 4 月の予定利率改定を踏まえた推進上の取り扱いを検討する必要がある。

<第4回県本部代表者会議（2018年7月23日開催）資料から抜粋>

- 1 元本割れをしないキッズ満期金付プランをすすめていきます。
- 2 親子共済は積極的な推進を行わないこととします。ただし、組合員が加入を希望された場合は、元本割れとなることを含む制度の丁寧な説明を行い、加入を案内していきます。

(2) 加入実績

詳細については、「【別紙8】親子共済とこども満期付タイプの加入実績」を参照。

<年度別新規加入実績>

件数

年度	2017 ※1	2018 ※1	2019 ※2	2020	2021	2022	2023 ※3	<参考> 2019年8月～ 制度改定後の合計件数
親子共済	1,694	2,102	562 (121)	133	91	70	35	450
こども保障 満期金付タイプ	—	—	668	851	646	642	332	3,139

つぎの※1～※3を除く各年度は、6月発効～翌年5月発効の実績

※1 2017年度、2018年度のこども保障満期金付タイプは、実績なし（2019年8月制度実施前）。

※2 2019年度の親子共済（）内件数は、制度改定後2019年8月発効～2020年5月発効の実績。

※3 2023年度のこども保障満期金付タイプは、2023年6月発効～2024年4月発効の実績。

IV. 実施時期

2025年4月1日以降の発効契約から適用とする。したがって、既に参加している共済契約については影響しない。

V. 進め方とスケジュール

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
2024年 2月21日	全労済理事会 「貯蓄性商品のさらなる展開について」 (業務報告)	
4月25日	全労済理事会 「個人長期生命共済および終身生命共済 の予定利率等の改定案」協議・確認 行政折衝の開始	
5月24日		臨時常任代表委員会 退職後共済等への影響 報告

日程	取り組み	
	全労済本部	自治労本部・自治労共済推進本部
5月24日		第8回代表委員会 退職後共済等への影響 報告
6月～7月		ブロック別共済推進県本部・県支部合同 会議 同上報告と意見交換
6月25日		第5回県支部事務局長会議（WEB） 同上報告・意見交換
7月2日		第19回企画調整会議 「推進上の取り扱い」 協議
7月5日		第20回常任代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月12日		第9回代表委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月16日		第11回本部共済推進委員会 「推進上の取り扱い」 協議・確認
7月29日		自治労第5回県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 提案
8月23日		第1回県支部事務局長会議 「推進上の取り扱い」 意見交換
8月28日	全労済通常総会 「個人長期生命共済および終身生命共済 事業規約改正案」決定	
9月●日		第1回共済推進県本部代表者会議 「推進上の取り扱い」 確認
2025年 4月1日	個人長期生命共済・終身生命共済（予定利 率）改定実施	退職後共済等の掛金改定

VI. 留意点

本資料は、今後の認可折衝の状況によっては変更となる場合があることに留意する。

VII. 添付資料

- 【別紙1】本部理事会（2024年4月25日開催）資料（一部抜粋）
- 【別紙2】「退職後共済」改定後の移行掛金表
- 【別紙3】「こども保障満期金付タイプ」改定後の掛金表
- 【別紙4】「親子共済」改定後の満期共済金額
- 【別紙5】「介護保障」改定後の掛金表
- 【別紙6】じちろう退職者団体生命共済と退職後共済（医療・遺族）の比較

【別紙7】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の制度比較

【別紙8】「親子共済」と「こども保障満期金付タイプ」の加入実績

以上

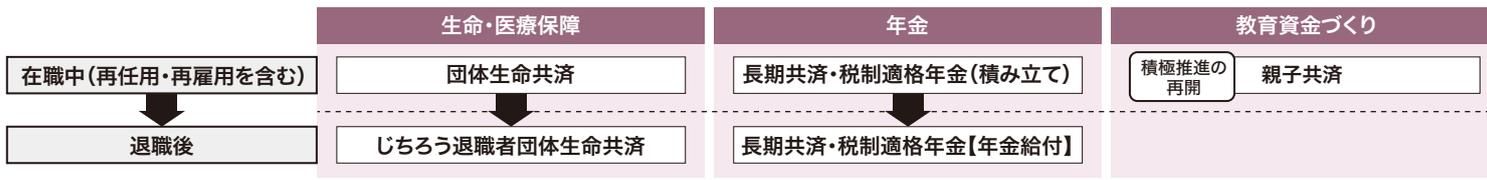
2025年4月予定利率改定に伴う「じちろう共済」における推進上の取り扱いについて

「こくみん共済 coop」において、個人長期生命共済と終身生命共済の2025年4月予定利率改定に向けた事業規約改正案が、理事会（2024年8月6日開催）にて確認されました。これに伴い、「自治労」および「こくみん共済 coop 自治労共済推進本部」は、じちろう共済における推進上の取り扱いを検討してきました。そして、自治労第1回共済推進県本部代表者会議（2024年9月30日）において、「親子共済の積極推進の再開」と「退職後の基軸制度については、これまで同様にじちろう退職者団体生命共済とすること」が確認されましたので、予定利率改定の概要とあわせて報告します。

＜予定利率改定は認可申請中です。本紙の内容は、行政折衝の過程で変更となる場合があります＞

じちろう共済の基軸制度について

■じちろう共済の基軸制度(2025年4月～)



親子共済

個人長期生命共済

じちろうこども保障満期金付タイプ

個人長期生命共済

【推進上の取り扱い】

- ・基軸制度として親子共済の積極推進を再開します。
- ・「こども保障満期金付タイプ」は親子共済に加入できない場合などに案内する取り扱いになります。

親子共済は、前回2019年8月改定により、満期共済金が払込掛金累計を下回る元本割れとなるケースが多くなったことから、積極推進を停止していました。

しかし、今回の2025年4月予定利率改定により、満期共済金が引き上げとなり、元本割れする年齢層が縮小します。親子共済は「教育資金づくり」に「組合員本人の死亡保障」を兼ね備えた共済であることから、基軸制度として積極推進を再開します。

なお、「こども保障満期金付タイプ」は、親子共済に加入できない場合や加入しても元本割れする場合などで、組合員が希望した場合に案内する取り扱いとなります。

■親子共済：満期共済金の引き上げ例

組合員30歳・満期までの積立期間18年(子ども0歳) 月払1口 5,000円で加入の場合					
組合員：男性	<table border="1"> <tr> <td>改定前</td> <td>満期共済金 1,074,944円 (掛金累計108万円に対する返戻率99.53%)</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>満期共済金 1,121,311円 (掛金累計108万円に対する返戻率103.83%)</td> </tr> </table>	改定前	満期共済金 1,074,944円 (掛金累計108万円に対する返戻率99.53%)	改定後	満期共済金 1,121,311円 (掛金累計108万円に対する返戻率103.83%)
改定前	満期共済金 1,074,944円 (掛金累計108万円に対する返戻率99.53%)				
改定後	満期共済金 1,121,311円 (掛金累計108万円に対する返戻率103.83%)				
組合員：女性	<table border="1"> <tr> <td>改定前</td> <td>満期共済金 1,084,787円 (掛金累計108万円に対する返戻率100.44%)</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>満期共済金 1,132,552円 (掛金累計108万円に対する返戻率104.87%)</td> </tr> </table>	改定前	満期共済金 1,084,787円 (掛金累計108万円に対する返戻率100.44%)	改定後	満期共済金 1,132,552円 (掛金累計108万円に対する返戻率104.87%)
改定前	満期共済金 1,084,787円 (掛金累計108万円に対する返戻率100.44%)				
改定後	満期共済金 1,132,552円 (掛金累計108万円に対する返戻率104.87%)				

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

退職後共済

新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

【推進上の取り扱い】

- ・これまで同様「じちろう退職者団体生命共済」を基軸制度として推進します。

2022年6月団体生命共済抜本改正により、「じちろう退職者団体生命共済」が発足しました。「じちろう退職者団体生命共済」は、充実した保障を低廉な掛金で利用できる制度です。今回の2025年4月予定利率改定により、退職後共済【医療給付・遺族給付】*の移行掛金が引き下げとなりますが、引き下げ後も「じちろう退職者団体生命共済」が優位な制度であることから、これまで同様「じちろう退職者団体生命共済」を基軸制度として推進していきます。

なお、長期共済と税制適格年金については、退職後の年金給付を目的とした積立制度として、さらに積極的な推進をはかります。

*定期医療給付と遺族定期給付は、2026年6月発効以降の新規移行はできません。

■じちろう退職者団体生命共済と退職後共済【医療給付+遺族給付】の掛金比較(65歳移行の場合) (単位：円)

じちろう退職者団体生命共済			退職後共済		
死亡500万円+ 【医療保障充実型】入院日額5,000円			遺族給付500万円+ 三大疾病付医療給付入院日額5,000円		
共済期間	男性	女性	満期	男性	女性
5年	740,940	437,700	70歳	1,177,038	678,988
10年	1,750,440	1,004,160	75歳	2,528,825	1,451,790
15年	3,238,620	1,838,580	80歳	4,203,143	2,517,583

*じちろう退職者団体生命共済と退職後共済を近似の保障額で比較したものです。付随する共済金や支払要件など制度の詳細は、じちろう退職者団体生命共済と退職後共済で異なります。
*じちろう退職者団体生命共済に、終身保障の設定はありません。
*じちろう退職者団体生命共済の掛金は、共済期間の払込掛金累計を記載しています。実際の掛金は年払となります。

2025年4月発効以降の新規加入/追加加入契約の満期共済金が引き上げとなります。また、組合員本人が死亡・重度障がいの際の死亡・重度障害共済金も増額となります。

▶制度の概要

子どもの高校卒業該当年度(高校2年生の2月~高校3年生の1月)に、それまでの積立金を満期共済金として支払う共済です。
組合員本人が死亡・重度障がいとなった場合は、死亡・重度障害共済金(満期共済金を10万円単位で切り上げた金額)を支払います。子どもが死亡・重度障がいとなった場合の支払いもあります。
掛金は月払1口5,000円です。新規加入後、翌年以降の新規加入月と同じ月に加入口数を追加(「追加加入」)することもできます。子ども1人あたりの加入限度は4口です。

▶主な加入要件

新規加入/追加加入共通

組合員本人が48歳以下で、子どもが6歳以下・未就学で、満期まで12年以上の積立期間があることが必要です。また、組合員本人・子どもとも、団体生命共済に加入し、通常就業者(高血圧緩和を含む)であることなどの条件があります。

満期共済金(掛金1口5,000円あたり)抜粋

満期共済金は、組合員本人の性別・加入年齢、満期までの積立期間により異なります。
※網掛け部分:掛金に占める死亡保障の割合が大きいことにより元本割れとなる契約です。

改定前【組合員:男性】

(単位:円)

満期までの積立期間 (子どもの代表的な 加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000
加入年齢				
18歳	723,303	845,077	964,752	1,087,248
20歳	722,123	843,523	964,752	1,087,248
22歳	722,123	843,523	964,752	1,084,787
24歳	722,123	841,968	962,772	1,082,326
26歳	720,943	841,968	960,792	1,079,865
28歳	720,943	840,414	958,811	1,077,404
30歳	718,584	838,860	956,831	1,074,944
32歳	717,404	835,751	952,871	1,070,022
34歳	715,044	832,642	948,910	1,062,639
36歳	712,684	829,533	942,970	1,055,257
38歳	709,144	824,870	935,049	1,045,413
40歳	705,604	818,652	927,128	1,033,109
42歳	700,884	810,880	917,227	1,018,344
44歳	694,985	801,554	903,366	
46歳	692,920	798,618		空白部分に該当する場合は 加入できません。
48歳	684,660			

改定後【組合員:男性】

(単位:円)

満期までの積立期間 (子どもの代表的な 加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000
加入年齢				
18歳	745,288	875,313	1,004,329	1,135,362
20歳	744,072	873,703	1,002,061	1,135,362
22歳	744,072	873,703	1,002,061	1,132,552
24歳	744,072	872,093	999,793	1,129,742
26歳	742,857	872,093	997,525	1,129,742
28歳	742,857	870,483	998,350	1,124,121
30歳	741,641	868,872	996,288	1,121,311
32歳	739,209	865,652	992,164	1,115,690
34歳	736,778	862,432	988,041	1,107,259
36歳	734,346	859,212	981,855	1,098,829
38歳	731,914	854,382	975,670	1,094,379
40歳	727,051	847,942	965,360	1,081,498
42歳	722,188	839,892	955,051	1,066,042
44歳	716,109	831,842	940,618	
46歳	708,814	818,962		空白部分に該当する場合は 加入できません。
48歳	699,088			

改定前【組合員:女性】

(単位:円)

満期までの積立期間 (子どもの代表的な 加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000
加入年齢				
18歳	725,663	848,186	970,693	1,094,630
20歳	725,663	848,186	970,693	1,094,630
22歳	725,663	848,186	968,712	1,092,170
24歳	725,663	846,632	968,712	1,092,170
26歳	724,483	846,632	966,732	1,089,709
28歳	723,303	845,077	964,752	1,087,248
30歳	723,303	843,523	964,752	1,084,787
32歳	722,123	841,968	960,792	1,082,326
34歳	720,943	840,414	958,811	1,077,404
36歳	718,584	837,305	954,851	1,072,483
38歳	717,404	835,751	950,891	1,067,561
40歳	715,044	831,088	946,930	1,060,178
42歳	711,504	827,979	940,990	1,052,796
44歳	707,964	821,761	933,069	
46歳	704,424	817,098		空白部分に該当する場合は 加入できません。
48歳	699,705			

改定後【組合員:女性】

(単位:円)

満期までの積立期間 (子どもの代表的な 加入年齢)	12年 (6歳)	14年 (4歳)	16年 (2歳)	18年 (0歳)
掛金累計	720,000	840,000	960,000	1,080,000
加入年齢				
18歳	747,720	878,533	1,008,865	1,143,793
20歳	747,720	878,533	1,008,865	1,143,793
22歳	747,720	878,533	1,006,597	1,140,983
24歳	747,720	876,923	1,006,597	1,140,983
26歳	746,504	876,923	1,004,329	1,138,173
28歳	745,288	875,313	1,004,329	1,135,362
30歳	745,288	873,703	1,002,061	1,132,552
32歳	744,072	872,093	999,793	1,129,742
34歳	742,857	870,483	998,350	1,124,121
36歳	740,425	868,872	994,226	1,118,501
38歳	739,209	865,652	990,103	1,112,880
40歳	736,778	860,822	985,979	1,104,449
42歳	733,130	857,602	979,793	1,096,018
44歳	729,483	852,772	973,608	
46歳	725,835	846,332		空白部分に該当する場合は 加入できません。
48歳	720,972			

2025年4月予定利率改定により、掛金に変更となる制度

2025年4月発効以降の契約を対象に、「退職後共済【医療給付・遺族給付】」「子ども保障満期金付タイプ」「介護保障」の掛金が引き下げとなります。改定後の掛金は、今後作成するパンフレット*をご覧ください。
※退職後共済【医療給付・遺族給付】は「移行のしおり」となります。

< 協議事項Ⅱ >

2024 年度じちろうマイカー共済推進強化の取り組み

1. 提案の趣旨

自治労共済推進本部は、第 14 回組合員代表者会議（2024 年 7 月 30 日）にて確認された、2024 年度事業推進方針・実行計画にもとづき、2024 年度のじちろうマイカー共済の推進強化策として、単組執行部見積り強化月間や安全運転啓発に取り組むこととしています。

各県本部においても県支部と共同し、2024 年度じちろうマイカー共済の推進強化策を積極的に展開していくため、その取り組み内容について確認します。

2. 「単組執行部見積り強化月間」の取り組み

(1) 見積り強化月間の設定

県本部・単組の役員交代時期（10 月～12 月や 4 月～5 月）等に、「単組執行部見積り強化月間」を全県本部・県支部で設定し、集中した取り組みを実施します。

強化月間を設定できていない県本部は、県本部共済推進委員会で協議のうえ強化月間の設定を行います。

(2) 県本部執行委員会の見積りの取り組み

単組執行部の取り組みの前に、県本部定期大会終了後、新体制となった県本部執行部もしくは県本部共済推進委員会での見積りの取り組みを実施し、県本部や県本部共済推進委員会としてあらためてじちろうマイカー共済の掛金の優位性を確認し、単組の取り組みを進めることとします。

(3) 強化月間における単組への取り組み要請

県本部は、県支部と共同し、各県で設定した「単組執行部見積り強化月間」の前に、単組に対して単組執行部の見積書提出の取り組みを要請します。

また、単組の取り組みの実施にあたっては、モデル的な単組の選定や、先行して取り組んだ単組の事例を全体化するなど、できる限り多くの単組の取り組みとなるよう、県本部共済推進委員会で議論し実行します。

(4) 単組における見積り依頼書の取りまとめ

単組では、単組執行委員会や単組共済推進委員会にて単組執行部全員の見積書の提出を確認し、単組執行部の見積り依頼書<別紙 1>と必要書類を取りまとめて県支部に提出します。

(5) 県支部による見積り結果の作成と単組執行部学習会の開催

県支部で作成した見積書は、執行部見積り結果一覧表<別紙 2>、執行部見積り実施結果報告<別紙 3>とともに単組へフィードバックします。

単組では、単組執行部学習会を開催し、単組執行部の見積りの結果報告を行い、可処分所得向上額を「見える化」するとともに、「刑事訴訟対応」についても学習します。あわせて、執行部のじちろうマイカー共済への切り替えにも取り組みます。

(6) 横断組織等での見積りの取り組み

県本部・単組における横断組織においても、単組執行部見積り強化月間に準じた見積り取得の取り組みと学習会の開催を追求します。

3. 刑事訴訟対応の学習資料の提供と安全運転啓発の取り組み

(1) 学習資料「交通事故の刑事責任と公務員の身分」の提供

自動車事故の加害者となった際の刑事罰に関する基礎知識に加え、公務員（地方公務員法にもとづく身分をもつ職員）の分限に関する事、そして、失職の防止にかかわる「じちろうマイカー共済」の特色、労働組合の役割、分限条例の役割、具体的な取り組み事例などを記載した単組執行部向けの学習会用パワポ資料<別紙 4>を、自治労共済推進本部で作成し県支部を通じて公開しています。パワポ資料は、事例集などを含んだフルバージョンの<別紙 4>とは別に、内容を簡略化した「簡易版」の 2 種類を公開しています。

(2) 単組執行部学習会における活用

「単組執行部見積り強化月間」の取り組みに合わせ実施する単組執行部学習会の際に、学習資料「交通事故の刑事責任と公務員の身分」を活用し、公務員の失職の防止に不可欠なじちろうマイカー共済の役割りについて学習します。

あわせて、分限条例制定の意義を再確認するとともに、分限条例の制定や改正に向けた取り組みの強化をはかります。

(3) 組合員向け安全運転啓発ツールの提供

① 組合員向け学習資料「めざせ安心のカーライフ」(リーフレット)

自治労共済推進本部では、交通事故に関する知識を深めることによって、組合員一人ひとりが安全運転の必要性を認識し、事故の防止につなげることを目的として、組合員向けの学習資料「めざせ安心のカーライフ (A4・8 ページのリーフレット)」<別紙 5>を作成しています。

リーフレットは、単に配布するだけでなく、単組が実施する共済制度学習会や単組の定期大会（各部・評議会等を含む）や集会などの際に、短時間の学習を行うための資料として積極的に活用してください。

② きょうさいインフォメーションチラシ「じちろうマイカー共済の団体割引率」

自治労共済推進本部では、じちろうマイカー共済の団体割引の仕組みと団体割引率の変更、さらに安全運転を啓発するため、きょうさいインフォメーションチラシ「じちろうマイカー共済の団体割引率」<別紙 6>作成し、季刊発行の広報誌「きょうさい通信 46 号 (2024 年 12 月発行)」に同封して各単組に配布します。

また、組合員に配布することができるチラシとしても作成していますので活用を希望する場合は、県支部を通じて自治労共済推進本部に依頼してください。

③ じちろうマイカー共済「備えて守って補償する」動画の一部改訂

「備えて守って補償する」動画は、マイカー共済の制度説明だけでなく、万一事

故を起こした時の対応や、事故の未然防止なども含む内容で、学習会等でも活用できるものとして、自治労共済推進本部で作成し公開しています。この動画について、団体割引率などの一部を改訂し、10月から自治労共済推進本部ホームページに掲載する予定で作業を進めます。

4. 組合員へ見積り取得を促す取り組みの徹底

各県本部・県支部で計画している見積りキャンペーン等の取り組みを実施する際には、単組執行部見積り強化月間の取り組み結果をもとに、じちろうマイカー共済は可処分所得の向上が大いに期待できる制度であることを訴求し、多くの組合員からの見積り取得に取り組むよう、単組に対し要請します。

5. 添付資料

<別紙1>「単組執行部見積り強化月間」専用 見積り依頼書

<別紙2>執行部見積り結果一覧表（見本）

<別紙3>執行部見積り実施結果報告（見本）

<別紙4>学習資料「交通事故の刑事責任と公務員の身分」

<別紙5>組合員向け学習資料「めざせ安心のカーライフ」（リーフレット）

<別紙6>じちろう共済インフォメーション「マイカー共済の団体割引」（チラシ）

以 上

「単組執行部見積り強化月間」専用

じちろうマイカー共済見積り依頼書

必ず記入してください ■「スマートフォンでの見積もり依頼」の場合は記入不要です。

所属組合名		職員コード		生協 組合員番号		払込方法	月払 年払
契約者 (組合員)	(フリガナ) 名前 連絡先 (TEL)	(内線)		主たる 被共済者*	(フリガナ) 名前 生年月日 西暦 19 20 年 月 日	続柄	

*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を主に使用する方となります。
 ※配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、共済契約者または内縁関係等にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
 ※この見積り依頼書に記載いただいた個人情報は、掛金見積りを行うために活用するほか、こくみん共済 coop の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

見積り書提示までの流れ

STEP1

「自動車保険証券(共済証書)*」と「車検証*」のコピーなど必要書類を組合事務所までお持ちください。

STEP2

提出いただいた内容をもとに掛金見積り書を作成します。

STEP3

後日、組合を通して掛金見積り書をお渡しします。



組合窓口へ提出

①加入している
保険証券(共済証書)
のコピー

②車検証のコピー



見積り作成



見積り書提示・組合に相談

※車検証が電子化されている場合は自動車検査証記録事項となります

【見積り書作成にあたっての注意事項】

- ① 見積り依頼書は単組で取りまとめ、一括して県支部に送付してください。
- ② 見積りの内容は、現在の補償に近い内容でお見積りをします。
- ③ お見積りには、一定の期間をいただきますので、すぐに加入を希望される場合には、組合担当者までお申し出ください。

組合提出締切日

____ 月 ____ 日までにご提出ください

〇〇〇職員労働組合_執行部見積り結果一覧

No.	氏名	年齢	車名	現在等級	適応等級	車両	他社掛金	じちろう掛金	支払	年間差額	引下率	保険(共済)満期日	車検満了日
1	A	28	アクセラ	11	11		¥49,690	¥23,870	年	¥-25,820	-52.0%	2022年2月14日	2020年2月23日
2	B	25	デイズルークス	20	20	○	¥5,250	¥3,900	月	¥-16,200	-25.7%	2020年10月1日	2021年7月29日
3	C	54	ハリアー	20	20	○	¥71,950	¥57,640	年	¥-14,310	-19.9%	2020年9月30日	2020年8月24日
4	D	38	アルト	20	20	○	¥3,850	¥2,100	月	¥-21,000	-45.5%	2020年10月22日	2020年7月27日
5	E	32	フリード	20	20	○	¥61,890	¥48,410	年	¥-13,480	-21.8%	2020年8月31日	2020年8月30日
6	F	22	ワゴンR	15	15		¥6,370	¥4,330	月	¥-24,480	-32.0%	2021年10月5日	2020年7月26日
7	G	33	エクストレイル	14	14	○	¥70,020	¥42,120	年	¥-27,900	-39.8%	2022年6月30日	2022年6月16日
8	H		MRワゴン										2021年11月29日
9	I												2020年3月9日
<p>【注意】 この一覧は、単組の学習会や募集活動には使用できません。 県支部から単組に対し、見積り者の一覧として、個別の見積書とともにフィードバックす</p>													
10	J	35	ムーブ	20	20	○	¥46,000	¥29,560	年	¥-16,440	-35.7%	2020年8月25日	2021年3月1日
11	K	49	XV	20	20	○	¥5,560	¥2,460	月	¥-37,200	-55.8%	2020年9月18日	2020年9月6日
12	L	29	ステラ	20	20	○	¥61,870	¥44,760	年	¥-17,110	-27.7%	2022年7月17日	2020年3月28日
13	M	40	カロール ルミオン	20	20	○	¥83,000	¥42,660	年	¥-40,340	-48.6%	2020年10月3日	2021年8月19日
14	N	33	アクア	6(5)	6(5)	○	¥207,360	¥115,440	年	¥-91,920	-44.3%	2020年4月3日	2022年2月21日
15	O	23	フレアクロス オーバー	20	21	○	¥51,910	¥31,050	年	¥-20,860	-40.2%	2020年1月9日	2022年1月29日
16	P	40	キャスト	-	6		¥21,000	¥46,080	年	¥25,080	119.4%	2020年1月10日	2021年12月15日
17	Q	22	ノート	20	20	○	¥7,120	¥3,810	月	¥-39,720	-46.5%	2020年5月19日	2020年4月5日
18	R	27	自動二輪 車	7	7		¥5,620	¥2,830	月	¥-33,480	-49.6%	2020年8月24日	2020年8月20日
19	S	31	ゼスト	20	21	○	¥4,020	¥2,490	月	¥-18,360	-38.1%	2019年12月28日	2021年3月21日
20	T	33	フィット	9	9	○	¥54,980	¥44,020	年	¥-10,960	-19.9%	2020年4月14日	2021年3月27日
										¥-424,660			

↑(1年間差額)

<執行部見積り実施結果報告>

組合員全員の可処分所得の向上を！

～ じちろうマイカー共済 ～

執行部（20人）の掛金見積りを実施した結果、以下の通りとなりました

★他保険・他共済の保険料総額

※他保険に加入している20件の合計

1, 313, 290円/年

★じちろうマイカー共済の掛金見積総額

※じちろうマイカー共済の見積りをした20件の合計

888, 630円/年

★マイカー共済に移行した場合の年間あたりの節約総額

【可処分所得の向上額】

424, 660円/年

※1人あたり平均21, 233円

〇〇〇職員労働組合

(注意)

単組執行部学習会での見積り取得の取り組み結果を報告する場合は、個人ごとの比較はせずに、全体的な結果の報告にとどめること。

<別紙4>

交通事故の刑事責任と 公務員の身分

【執行部学習会資料：分限条例と組合対応】



こくみん共済 (全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

はじめに

本資料は、自動車事故の加害者となった際の刑事罰に関する基礎知識に加え、公務員（地方公務員法にもとづく身分をもつ職員）の身分に関すること、そして、失職の防止にかかわる「じちろうマイカー共済」の特色、労働組合の役割、分限条例の役割、具体的な取り組み事例などを記載した単組執行部学習会用資料です。

不幸にも交通事故を起こしたことにより、組合員に過度な不利益が発生することを回避するために知っておくべき事項をまとめたものです。しかしながら人身事故には被害者が存在すること、事故を起こした運転者の刑事責任は相応に追及されることを忘れてはなりません。交通事故に関する知識を深めることによって、組合執行部はもとより、組合員一人一人が安全運転の必要性を認識し、事故の防止につながることを最終的な目的としています。

安全運転の啓発は組合員の身分を守るために重要な役割を担います。積極的に本資料を活用し、事故防止に役立てていただくことをお願いします。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

I -1 交通事故の刑事罰

- 交通事故により他人を死傷させた者は以下の罪に問われ、量刑を科される可能性があります。

【自動車運転死傷処罰法】

過失運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法 第5条）

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、**7年以下の懲役若しくは禁錮**又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いつきは、情状により、その刑を免除することができる。

※ 同法 第2条 危険運転致死傷罪が適用された場合は禁錮・罰金刑はなく、致傷は15年以下の懲役、致死は1年以上の有期懲役が適用されます。

【具体的な処分内容】

- 1 不起訴・・・処分なし
- 2 略式罰金・・・罰金のみ
- 3 **公判請求・・・禁錮以上に処せられる可能性が高い**

【刑の軽重】

（軽） 不起訴 → 罰金 → 禁錮 → 懲役 （重）

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

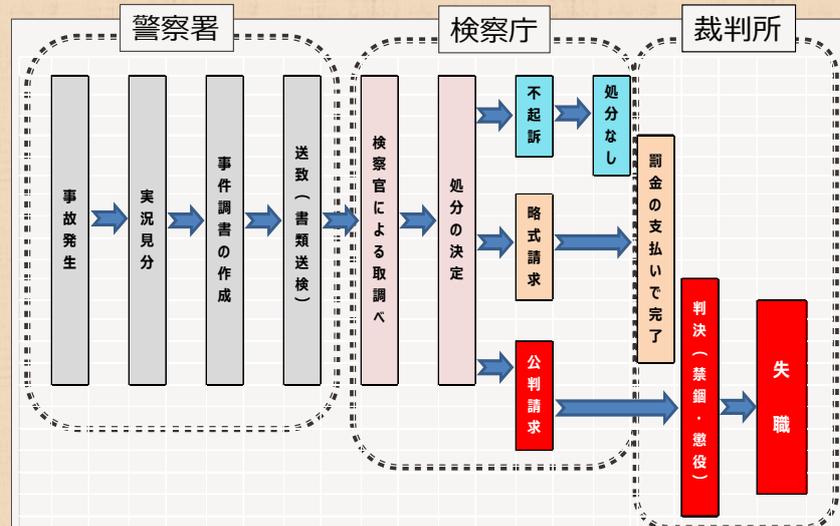
3

I -2 交通事故の刑事罰

- 刑事罰決定までのながれ

交通事故を起こし、相手方が死傷した場合（人身事故）、警察が事件調書を作成します。その後、調書を管轄の地方検察庁に送致（書類送検）します。人身事故の場合、すべて送致されるのが原則です。

検察庁は事件を受理し、担当の検察官を決定します。検察官は刑事事件として当該事故の捜査を行います。死亡事故などの重大な交通事故であれば、警察の事件調書をもとに当事者に意見聴取等を行います。その後、被疑者（加害者）に対し、刑法上の責任があるかどうか、責任がある場合その程度はどうか、などを判断します。これを事件処理といいます。



本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

4

I-3 交通事故の刑事罰

■ 処分にかかる判断材料

被疑者（加害者）の処分を決定するにあたり、検察官は以下にあるような事情を総合的に勘案して処分を決定します。

【検察官の判断材料】

- 事故状況（過失割合）
- 被害者の人数/被害程度（死亡・重傷・軽傷）
- 示談締結・嘆願書の有無
- 被害者（遺族）感情
- 加害者の反省（再犯可能性）
- 過去の事故歴・違反歴
- 職場嘆願書の有無
- 社会的制裁（処分等）
- 自己負担金の有無
- 加害者の家族構成・収入
- 加害者の経歴
- 過去の類似事例の判断
- 刑罰適用後の加害者の地位

※上記のうち赤字で示した「判断材料」は、検察官が処分を決定するうえで特に重要視している要素です。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

5

I-4 交通事故の刑事罰

■ 公判請求とその結果

以下の表は公判請求され、一審判決で禁錮以上となった件数を示した統計資料です。

【自動車運転死傷処罰法 第一審における終局処理人員】

	総数	懲役・禁錮	罰金等	その他（無罪）	懲役・禁錮の割合
2021年	4,299	4,187	89	23	97.4%
2020年	4,330	4,231	71	28	97.7%
2019年	4,814	4,708	82	24	97.8%
合計	13,443	13,126	242	75	97.6%

※ 令和2～4年版 法務省『犯罪白書 第2編「犯罪者の処遇」』より抜粋

上表のとおり、公判請求されると、ほぼ100%の確率で禁錮以上の刑が科されます。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

6

II-1 失職に関する基礎知識

■ 地方公務員法の失職規定

地方公務員法では公務員の失職規定を定めています。以下の規定に該当した場合、当該職員は失職します。

【地方公務員法（抜粋）】

地方公務員法

【欠格条項】

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2～4 略

【降任、免職、休職等】

第28条 1～3 略

4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除くほか、その職を失う。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

7

II-2-① 失職に関する基礎知識

■ 他人事ではない交通事故での失職

自動車運転死傷処罰法 第5条では交通事故で他人を死傷させた場合、最高で7年以下の懲役もしくは禁錮を科すとしています。しかし、公務員が自動車の運転によって他人を死傷させた場合は、単に刑事責任を負うばかりでなく、さらに地方公務員法上の欠格条項に該当することとなり、公務員の身分を失うという重大なリスクがあるのです。

なお、失職は法律にしたがって自動的に公務員の身分を失うものです。懲戒処分ではないため、懲罰委員会や人事委員会を経て処分をくだすという手続きもありません。したがって、いかに再発防止を誓い被害者に誠意を尽くしたとしても情状酌量の余地も弁明の機会もありません。

【実際にあった失職事例】

【事例①】（他保険（共済）加入）

平成30年12月27日（木）午後1時58分頃、宮城県登米市東和町米谷地内の三陸縦貫自動車道 上り車線 71.2 キロポスト付近において、気仙沼消防署古町出張所の救急隊が石巻赤十字病院への救急搬送中、2 tトラックに追突し、傷病者の付添人1名が死亡し、傷病者1名、救急隊員3名とトラックの運転手1名が負傷した。当該事故により、救急機関員（運転手）は自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）の罪に問われ、令和元年6月5日に禁錮1年6月執行猶予3年の判決が言い渡された。

本日（令和元年6月20日）判決が確定したことにより、失職となりましたのでお知らせいたします。

（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合2019年6月20日記者発表資料より抜粋）

【事例②】（他保険（共済）加入）

千葉市は17日、交通死亡事故を起こしたとして自動車運転処罰法違反（過失致死）の罪で禁錮1年2カ月、執行猶予3年の判決が確定した財政局の副主査男性（49）が、地方公務員法の規定により失職したと発表した。

市コンプライアンス推進室によると、副主査は2015年11月、稲毛区内のパチンコ店駐車場から乗用車で道路に出た際、徒歩で横断中の80代男性をはねて死亡させた。今月2日に千葉地裁で有罪判決を受け、17日に確定した。

（千葉日報2017年3月17日ネットニュースより抜粋）

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

8

II-2-② 失職に関する基礎知識

■ 分限条例

地方公務員法第28条では「**条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。**」と定めています。ここでいう特別な定めとは、「職員分限の手續及び効果に関する条例」等における失職の例外について規定した条例を指し「分限条例」「分限特例条項」などと略称されます。

「分限条例」は全ての自治体で制定されているわけではありません。「**分限条例**」の制定が無い自治体の職員が、**禁錮以上の刑に処せられた場合（執行猶予の有無にかかわらず）法律にしたがって自動的に公務員の身分を失うこととなります。**

※ 国家公務員法も同様に「人事院規則に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う」という規程がある。
しかし人事院規則に特別の定めは無いため、国家公務員は禁錮刑以上の刑が確定すると例外なく失職する。

【分限条例の例①】（〇〇市）

（失職の例外）

第7条 法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、**禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者**は、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

【分限条例の例②】（〇〇県）

（失職の特例）

第6条 任命権者は、**禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係るもの**であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

9

II-3-① 失職に関する基礎知識

■ 失職時の退職手当の取り扱い

【退職手当】

禁錮以上の刑が科され、**失職となった場合、原則として退職手当は支払われません。**

実際の運用は各自治体で定めている条例にしたがって運用されることとなりますが、大半の自治体で退職手当に関する条例が整備されており、失職の際、「退職手当の全額もしくは一部を支給しないことができる」と定めています。なお、**刑の確定前に退職手当を受給した場合も「返納を命ずる処分を行うことができる。」**との定めにより、同様の結果となります。

【退職手当条例の例】（名古屋市職員退職手当条例）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の**退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。**

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

10

Ⅱ-4 失職に関する基礎知識

■ 失職時の年金の取り扱い

【年金】

失職となった場合、原則として年金も支払われません。

地方公務員の年金給付に関しては、地方公務員等共済組合法によって次のとおり定められています。

【地方公務員等共済組合法】

第111条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（地方公務員法第29条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第97条第1項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

2 略

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

11

Ⅱ-5 失職に関する基礎知識

■ 失職するとすべてを失います

失職すると公務員の身分を失います。

それはすなわち、職を失い収入が絶たれることを意味します。また、失職はこれだけにとどまらず、退職手当・年金も受け取れない可能性もあり、現在の生活はもとより老後の人生にも大きく影響します。

【失職により失うもの】

- 公務員としての身分・収入
- 退職手当
- 職員でいた期間の年金



生活が破たんする危険性

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

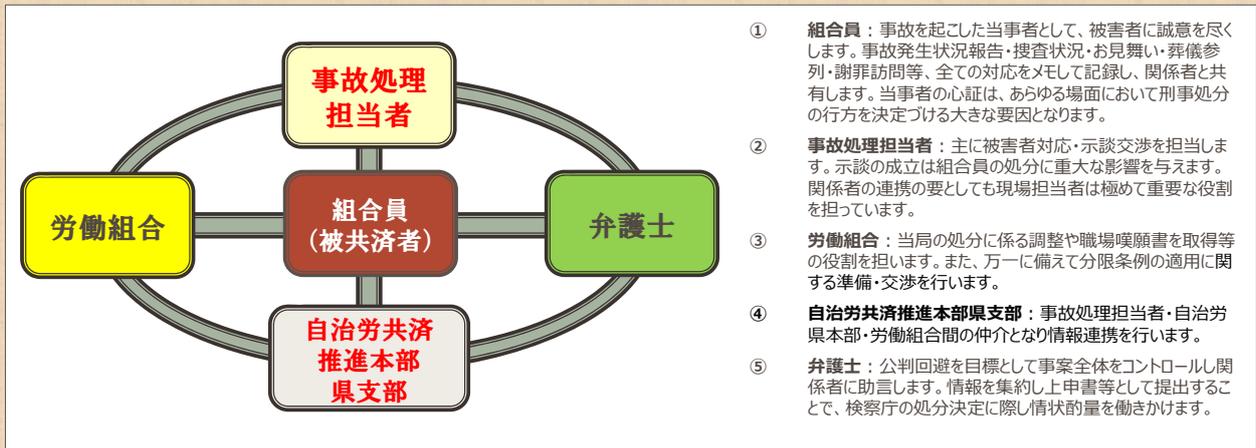
12

Ⅲ-1 じちろうマイカー共済の取り組み

■ じちろうマイカー共済の取り組み①

じちろうマイカー共済は自治労組合員のために作られた自動車共済（保険）制度です。そのため、組合員（被共済者）が重大事故を起こした際、組合員の失職を防ぐ取り組みを行います。失職防止にかかわる弁護士費用を共済金支払対象として制度化し、組合員を中心にすえた関係者の協力体制を活用することができるのは、じちろうマイカー共済の大きな特徴です。

【じちろうマイカー共済 組合員のサポート体制】



本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

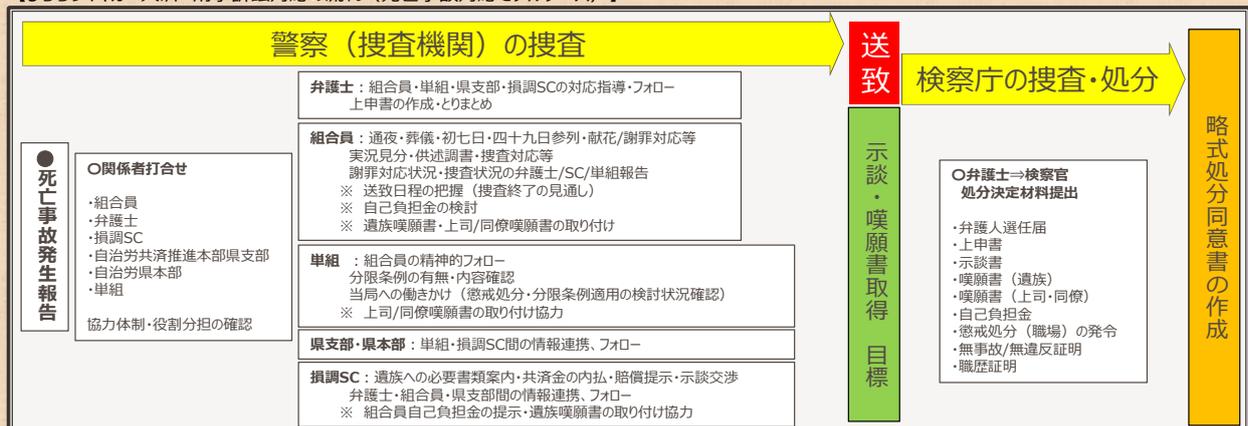
13

Ⅲ-1 じちろうマイカー共済の取り組み

■ じちろうマイカー共済の取り組み②

じちろうマイカー共済は組合員が重大事故を起こした際、失職防止のため公判請求回避をめざし取り組みます。しかし、事故を起こした刑事責任そのものを軽くすることは誰にもできません。最終的には検察官が、すべての事情を総合的に勘案して処分内容を決定するため、示談書・嘆願書の入手や自己負担金の有無にかかわらず公判請求が避けられない案件もあります。したがって、組合員を中心にすえた関係者それぞれがベストを尽くすことが重要です。

【じちろうマイカー共済 刑事訴訟対応の流れ（死亡事故対応モデルケース）】



本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

14

Ⅲ-2 じちろうマイカー共済の取り組み

■ じちろうマイカー共済の実績

じちろうマイカー共済の失職防止の取り組み成果は以下のとおりです。

完了案件75件のうち、71件で失職を免れることができました。(不起訴・罰金68件、分限条例適用3件)
約94.6%という高率で組合員にとって有意な結果が得られています。

【直近11年間の取組成果】

件数

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	合計
弁護士対応重大事故	8	4	5	8	6	10	7	8	8	8	7	79
うち自動車運転過失傷害	3	1	3	1	1	4	5	6	6	6	6	42
うち自動車運転過失致死	5	3	2	7	5	6	2	2	2	2	1	37
不起訴・罰金	7	3	5	6	6	9	6	8	8	6	4	68
有期刑判決	1	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	6
うち分限条例適用	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
うち欠格条項失職	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
未結審	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

15

Ⅳ-1 労働組合の取り組み

■ 労働組合による失職防止の取り組み

公判請求を回避するために、労働組合にしかできない二つの重要な取り組みがあります。

一つめは、分限条例を制定・改定・適用させる取り組みです。

二つめは、刑罰が確定する前に自治体から「懲戒処分」を出させる取り組みです。

万一、組合員が公判請求され、禁錮以上の刑が確定した場合、最終的に組合員の身分を守る取り組みを行えるのは労働組合だけです。そのため、労働組合では最悪の事態に備えて、対応の準備しておく必要があります。

【労働組合の対応】



本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

16

IV-2 労働組合の取り組み

【分限条例を制定・改定・適用させる取り組み①】

■ まず分限条例の制定を

分限条例のない自治体では、組合員が失職規定に該当した場合に救う術がありません。そのため、まずは**自治体当局に、分限条例を制定させる働きかけが必要**です。

【失職特例条例の制定を求める取り組み】 (2024年5月自治労第166回中央委員会の当面の闘争方針より抜粋)

23. 単組・県本部は、地方公務員法第28条に基づく失職の特例を認める条例の制定を求めます。
各自治体の分限条例に「任命権者は地方公務員法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予せられた者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる」との条文の追加を求めます。また、特例を「公務中の事故」等に限定している自治体についても、上記の条文への修正を求め、実効性の確保をはかります。

〈モデル案〉

○県○市町村 分限条例 (失職事由の特例)

第〇〇条 任命権者は、法第16条第1号に該当するにいたった職員のうち、その罪が刑の執行を猶予されたものについては、情状によりその職を失わないものとする事ができる

IV-3 労働組合の取り組み

【分限条例を制定・改定・適用させる取り組み②】

■ 適用要件が付けられている場合は改定を

分限条例が定められている自治体でも**一定の要件が付加されていることが少なくありません** (p.9参照)。要件に合致しない場合、分限条例は適用できません。したがって、**出来る限り「特例」の範囲を限定させないことが重要**です。分限条例がある自治体でも①～③のような要件が付けられている場合は適用要件を撤廃する方向で改定を求めていく必要があります。

【代表的な適用要件】

① 公務中の事故であること	⇒	私用 (休暇中、通勤途上にルートを外れた場合など) 中の事故で起訴されると失職
② 禁錮以上の刑に処せられたのが過失の罪によるものであること	⇒	道路交通法違反の罪 (≡過失犯ではない) と同時に起訴されると失職
③ 刑が禁錮刑であること	⇒	懲役刑 (自動車運転過失致死傷罪でも過半を占める) で起訴されると失職

IV-4 労働組合の取り組み

【分限条例を制定・改定・適用させる取り組み③】

・分限条例適用は働きかけが不可欠

分限条例は自動適用されるものではなく、あくまで任命権者の人事裁量権において適用することが「できる」とされているものです。したがって、誰でもどんな時でも失職を免れるわけではありません。よって分限条例による失職回避には労働組合の働きかけが不可欠です。

様々な情状酌量の事情をとりまとめ失職回避を主張することで、最終的に任命権者が情状酌量すべきと判断した時のみ失職の例外が適用されます。

【分限条例による失職回避事例】

- ① 2015年4月に志摩市で軽自動車を運転中に道路を横断していた自転車の女性をはねて死亡させる事故を起こした三重県伊勢農林水産事務所女性技師は2017年8月に禁錮1年執行猶予3年の有罪判決が確定した際に、遺族側が失職を望まない嘆願書を出して示談が成立している事等を考慮し、職員失職特例条例を適用して停職6ヶ月の懲戒処分とした上で失職を回避した。
- ② 2018年1月運転中に居眠りをして対向車線にはみ出し軽トラックと衝突して軽トラックの男性運転手に重傷を負わせる事故を起こした大分市職員が2019年1月に自動車運転処罰法違反（過失運転致傷罪）等で禁錮1年執行猶予3年の有罪判決が確定した際に、職員失職特例条例を適用して1ヶ月停職の懲戒処分とした上で失職を回避した。
- ③ 2017年10月運転中に対向車線にはみ出して軽乗用車と衝突して女性運転手を死亡させ他の車も巻き込んで4人にけがを負わせる交通事故を起こした川西市職員が2019年7月に自動車運転処罰法違反（過失運転致傷罪）で禁錮2年執行猶予3年の有罪判決が確定した際に、川西市は「職員の長時間の労働が続いていた」「死亡した女性の遺族が裁判で刑罰を求めない考えを述べた」等を考慮して職員失職特例条例を適用して6ヶ月停職の懲戒処分とした上で失職を回避した。
(Wikipedia(失職特例条項)より抜粋)

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

19

IV-5 労働組合の取り組み

【懲戒処分の発令】

■ 刑事処分確定前に自治体から処分を

多くの自治体当局は、刑事処分が決まってから懲戒処分の発令を決める（捜査中には発令しない）姿勢です。

しかしながら、あらかじめ「停職」等の懲戒処分が自治体当局より発令されることで、**検察官に対して既に加害者が社会的制裁を受けているとして刑事処分における情状酌量を考慮させる効果が期待**できます。

そのため、場合によっては、検察庁に送致される前に、自治体当局に懲戒処分を発令させる働きかけをすることが必要なケースも出てきます。

自治体当局からの処分の発令の取り組みは、その有効性などを担当弁護士と協議しながら進めます。

〈地方公務員法 第29条（懲戒）〉

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

20

IV-6 労働組合の取り組み

【まとめ】労働組合は最後の砦

先にも述べたとおり、**じちろうマイカー共済の取り組みは必ず公判請求を避けられるというものではありません。**したがって、**組合員に禁錮以上の刑が科され、刑が確定した場合、労働組合が組合員を守る最後の砦となります。**そのため、労働組合は組合員を守るにあたり、事前に十分な準備をする必要があります。

なお、一般的な分限処分は、職員が公務員として不相応な業務を行っていると報告を受けた任命権者が、当該職員の行動や業務状況を調査し、当該職員本人への聞き取り、弁明の機会を与えたうえで改善を促します。そして、それでも改善されない場合に分限処分を行うこととなります。

他方、失職規定に該当した職員は失職が原則です。処分を科すのではなく、本来失職であるところ、例外的に失職させないことが目的となりますので、**一般的な分限処分とは対応が異なります。**そのため、**労働組合の積極的な対応が必要**となるのです。

V-1 失職を防いだ事例集

■ 失職を防いだ具体的事例

労働組合の懸命な取り組みの結果、失職を免れた事例を以下に紹介します。

これらの事故では、**事故当初から労働組合が事故と向き合い、常に経過を把握しながら対応し、禁錮刑が確定する前から当局と交渉を積み重ねた結果、失職を免れることができました。**

【じちろうマイカー①労働組合の取り組みで失職を免れた事例】

事故日	2017/××/××
事故発生場所への経路	休暇中
事故状況	片側1車線道路60～70 km/h直進中、右方から道路を横断してきた歩行者と衝突、死亡させたもの
契約者情報	本人40代
被害者情報	60代・男性・死亡
対応経過	【相】はX赤十字病院へ救急搬送されたものの脳挫傷により当日死亡。自動車運転過失傷害（後に致死）罪の疑いで現行犯逮捕され翌日午後釈放。刑事訴訟対応打合せの際、X市の分限条例の適用要件に合致しないことが判明。X市職によりX市分限条例改正、および懲戒処分早期発令の働きかけを開始した。事故より3か月後、遺族面談を実施し、損調SCにて嘆願書取得に成功。事故より4か月後、検察庁へ送致され検事宛に弁護士作成の上申書を提出した。事故発生から5か月後には遺族と示談成立。また同月にはX市分限条例改正案が可決し、「公務中」「過失の罪により」という二つの要件が撤廃され本件にも分限条例が適用可能となった。事故から8か月後、検察庁より不起訴処分となった旨、告知され失職を免れることができた。懲戒処分の発令は行われなかった。
分限条例	法第16条第1号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予された者でその罪が 公務上の過失の罪によるもの であり、かつ故意または重大な過失によらないものについては、情状によりその職を失わないものとする事ができる。
契約者自己負担額	400万円
刑事罰	不起訴
所属自治体の懲戒処分	なし

V-2 失職を防いだ事例集

【じちろうマイカー②労働組合の取り組みで失職を免れた事例】

事故日	2017/××/××
事故発生場所への経路	勤務先より帰宅中
事故状況	センターラインのある道路を直進中、カーナビ画面に気を取られ、対向車線へはみ出し相手バイクと正面衝突した。相手方救急搬送されたが死亡。バイクは原型をとどめなかった。
契約者情報	本人40代
被害者情報	70代・女性・死亡
対応経過	加害者は死亡した被害者の遺族を葬儀・月命日など毎週のように何度も訪問、誠心誠意を尽くし謝罪対応を行った。Y市職は自治体当局に対し、懲罰委員会開催の働きかけを行い、事故発生から4か月後、停職6か月の処分が発令された。職場およびサークルの同僚からの嘆願書についても取り組みを開始した。損調SC対応にて遺族との示談完了し嘆願書二部取得（検察庁・市長宛）。事故から6か月後、検察庁送致された。Y市は職員不祥事（本件含む）が相次ぎ「Y市職員不祥事再発防止調査委員会」を設置、市長が管理職訓示を行わない職員の不祥事を厳しく処分する方針を表明した。調査委員会設定後すぐ、弁護士から検察庁宛に上申書提出、検察庁呼出しがあり、事故から1年後略式罰金処分が決定。失職を免れることができた。
分限条例	法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について特にその情状を考慮する必要を認めたときは、その職を失わないものとする事ができる。
契約者自己負担額	460万円
刑事罰	略式罰金100万円
所属自治体の懲戒処分	停職6か月（※刑事処分確定前）

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

23

V-3 失職を防いだ事例集

【じちろうマイカー③労働組合の取り組みで失職を免れた事例】

事故日	2017/××/××	
事故発生場所への経路	休暇中	
事故状況	十字交差点にて青信号右折の契約車両と、進行方向横断歩道を歩行者信号青信号にて横断中の自転車が衝突、死亡させたもの。	
契約者情報	本人・50代	
被害者情報	70代・男性・死亡	
対応経過	加害者は死亡した被害者の遺族を葬儀・月命日など毎週のように何度も訪問、誠心誠意を尽くし謝罪対応を行った。A市職執行部も職場・同僚・上司に働きかけ嘆願書を取得。弁護士にてこれら情状酌量の事情について上申書をとりまとめたものの、事故発生から2か月後に担当検察官の異動直前というタイミングで正式起訴された。担当弁護士・損調SCにて遺族との間で裁判終了までの間の示談をめざし、結審前に示談成立。遺族からの裁判所宛の嘆願書も取得することができた。しかしながら検察から新たに供述調書(罰金刑は望まず、執行猶予付きの禁錮刑を希望するとの内容)が提出され、判決にて執行猶予3年禁錮1年6か月の判決となった。判決を受けてA市職執行部は遺族宅を訪問し分限条例適用のため嘆願書取得、A市当局へ提出し分限条例適用を働きかけた。翌1月、分限条例適用発令があり、失職を免れることができた。その後、自治体より停職6か月の処分が下された。	
分限条例	交通事故により法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。	
刑事罰	求刑	禁錮1年 6か月
	判決	執行猶予3年 禁錮1年 6か月
所属自治体の懲戒処分	停職6か月（※刑事処分確定後）	

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

24

V-4 失職を防いだ事例集

【じちろうマイカー④労働組合の取り組みで失職を免れた事例】

事故日	2014/××/××	
事故発生場所への経路	勤務先より帰宅中	
事故状況	センターラインのある対向二車線道路側端を歩行中（道路外側線車道側）の相手に、ナビの操作をしながら直進中の契約車両が背後から衝突し転倒、死亡させたもの。	
契約者情報	本人30代	
被害者情報	60代・女性・死亡	
対応経過	相手方処罰感情激しく刑事罰確定まで示談拒否の姿勢。被害者遺族は弁護士に賠償交渉を委任し、同種の裁判例などを大幅に超える高額な賠償請求があったため、損調SCでは示談ができないまま事故から10か月後、正式起訴。第1回公判にて禁錮1年6か月求刑された。A県職執行部は県当局に対し懲戒処分発令を要請。A県知事は刑事裁判の途中で停職4月の懲戒処分を発令した。また県当局が分限条例適用に際し、遺族からの嘆願書の提出を求めていることが判明。そこで組合員は同年、刑事訴訟と並行して簡易裁判所に民事調停を申立て、遺族の要求額をのみ1500万円を自己負担することで遺族も嘆願書作成に応じることになった。事故から1年後、執行猶予3年禁錮1年6か月の判決となり、直後に民事調停が成立し賠償金支払・嘆願書の提出が行われたことで、A県知事が分限条例適用通知を発令、失職を免れることができた。	
分限条例	職務遂行中、又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。	
契約者自己負担額	1500万円	
刑事罰	求刑	禁固1年6か月
	判決	執行猶予3年・禁固1年6か月
所属自治体の懲戒処分	停職4か月（※刑事処分確定前）	

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

25

V-5 失職を防いだ事例集

【じちろうマイカー⑤労働組合の取り組みで失職を免れた事例】

事故日	2013/××/××	
事故発生場所への経路	勤務先より帰宅中	
事故状況	考え事をして運転操作を誤り、センターオーバーした契約車両が、対向車線を走行中のバイクと自転車に衝突。50代男性は死亡、20代男性に重傷を負わせたもの。	
契約者情報	本人40代	
被害者情報	50代・男性・死亡 20代・男性・重体	
対応経過	加害者は死亡した被害者の遺族、重傷を負った被害者に誠心誠意を尽くし対応。B県職執行部はB県知事に対し早期に懲戒処分を発令するよう求めたが応じてもらえず。損調SC対応にて死亡した50代男性との示談先行して成立、事故から9か月後検察庁送致、20代男性（後遺障害8級）との示談も成立。その過程で加害者は150万円自己負担、検察官宛嘆願書を取得するも1年後に正式起訴された。禁錮1年2か月、執行猶予2年判決。判決後、B県職執行部はふたたび県知事に対し分限条例適用を働きかけ。その後B県知事より分限条例適用通知発令。失職を免れることができた。その後B県より停職6か月の処分が下された。	
分限条例	禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる	
契約者自己負担額	150万円	
刑事罰	求刑	禁錮2年
	判決	執行猶予2年・禁錮1年2か月
所属自治体の懲戒処分	停職6か月（※刑事処分確定後）	

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

26

まとめ

じちろうマイカー共済は、公務員等の失職を防ぐための制度として刑事弁護にも対応する弁護士費用等補償特約を設けており、起訴される前から担当者、選任弁護士が労働組合と協力して組合員を守ります。

しかし、じちろうマイカー共済の取り組みは必ず公判請求を避けられるというものではないため、組合員に禁錮以上の刑が確定した場合、労働組合が組合員を守る最後の砦となります。

そのため労働組合は、分限条例制定や自治体当局への対応など、組合員を守る取り組みを行うことが重要です。

<27>

コラム

掛金を抑えたいなら

車両損害補償に「自己負担額」を設定することで掛金が安くなります。概算ですが、自己負担額10万円を設定する*1と車両損害補償の掛金が40%*2前後安くなります。

- *1 共済金額が10万円以下の場合支払対象外となります。
- *2 安くなる割合は契約車両の種類、初年度月や契約内容によっても異なります。



おすすめ! 「もらい事故」で等級を下げたくないなら

「車両損害の無過失事故に関する特約」を車両損害補償に付帯することで、追突された場合*3などの被共済自動車側に過失がない事故を「ノーカウント事故」として取り扱い*4翌年の無事故割引等級が下がらないようにすることができます。

- *3 追突された被共済車がその反動で前の車に追突した場合などは過失が発生することがあります。
- *4 車両損害補償の他に「ノーカウント事故」に該当しない共済金が支払われる場合を除きます。

愛車を守るために! 自然災害にも備えよう

近年、自然災害の激甚化が顕著であり、自動車被災するケースも多発しています。これらの災害からマイカーを守るためにこんな対策はいかがでしょうか?

自然災害リスクを知る

じちろう共済のホームページには、お住まいの地域の自然災害リスクを調べることができる「こくみん共済 coop」の「地盤診断サービス」がリンクされています。豪雨などの時のリスクを調べて必要な対策を検討しましょう。



右記の二次元コードから「自治労共済推進本部HP」にアクセス▶▶▶



トップページ下方のパナーをクリック

お住まいの地盤診断サービス
地盤・液状化・浸水の可能性など、すぐ分かる
自治労共済推進本部 <https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/>

家のインフラの点検・メンテナンス

カーポートや庭先の排水溝が落ち葉でつまっている、カーポートの屋根の支柱が錆びて朽ちている、カーポートの屋根材が経年劣化で割れ易くなっている、自宅の瓦屋根が傷んでいて瓦が落ちそう、庭やベランダに風で飛ばされそうなものが置いてある、自動車庫の物置が地面に固定されていないなど…暴風雨や地震、降雪や豪雪などが発生したときにそれらが原因となってマイカーに損害が出ないようにしましょう。

片流れのカーポートはサポート柱で対応

柱が1列の「片流れ」のカーポートは、雪の重みで支柱が折れて自動車が潰されるケースが多いので、降雪の予想が出たら柱のない側に「サポート支柱」を取り付けましょう。



マイカーを避難させる

自宅が浸水想定区域内にあるなら、豪雨の予想が出たら事前にマイカーを高台にある駐車場などへ避難させることを検討しましょう。



万一の際の補償は大事です。でも自動車事故なんて無いのが一番! いつも安全運転しているつもりでも、ちょっとした基本を忘れていたりいませんか? ベテランドライバーの方も、もう一度ご自分の運転を見直してみましょう!

じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

カーライフを応援する、頼れる補償

安全運転と

じちろうマイカー共済で めざせ 安心のカーライフ!



重大事故での失職防止のために
起訴前弁護士費用を標準装備!

組合経由の加入で同居親族の
車にも団体割引適用!

車両損害補償の付帯で
マイカーもしっかり補償!

故障や事故時の
無料ロードサービスもあります!

団体割引は多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

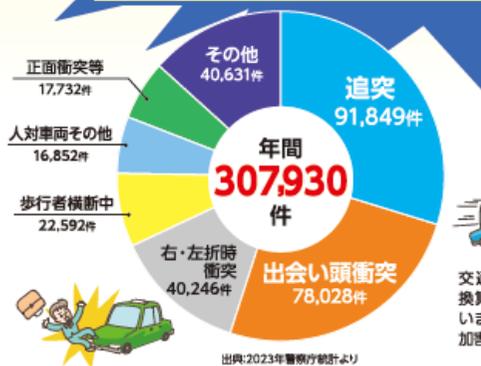
7年連続交通安全プロジェクト
こくみん共済 coop 自治労共済推進本部は「7年交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。

こくみん共済 (全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治労労働者共済生活協同組合

こくみん共済 coop は営利を目的としない保障の仕組みとして共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心と体とありあけの暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで您住地または勤務地 (先) の共済生活の組合員とすることで各種共済制度をご利用いただけます。

こんなに起きてる交通事故

2023年事故類型別交通事故発生件数



交通事故は1時間あたりに換算すると約35件発生しています。自分もいつ被害者、加害者になるかわかりません。

公務員が自動車事故の加害者になると…

自動車事故を起こすと「法律上の責任と道義上の責任」が問われます。さらに公務員の場合は「身分(公務員の職)」を失うことがあります。

✓ 刑事上の責任 —— 人を死傷させると…

自動車事故で人を死傷させると「過失運転致死傷罪」に問われます。また、「過失」の範囲を超える悪質運転(飲酒や無免許など)の場合は「危険運転致死傷罪」となります。

✓ 刑事上の責任と公務員の身分

地方公務員法は、特別な条例がある場合を除いて禁錮刑以上(執行猶予付を含む)となった公務員は失職することを定めているため、公務員として働くことができなくなります。

過失運転致死傷罪

7年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

死亡の場合:1年以上20年以下の懲役
負傷の場合:15年以下の懲役

※罰金刑ではなく、有罪の場合は必ず懲役となります。

【軽い】 罰金 → 禁錮 → 懲役

地方公務員法の失職規定

(欠格条項)

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、議員となり、又は候補者若しくは選挙を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二~四 略

(降任、免職、休職等)

第二十八条

一~三 略

4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

起訴[公判請求]されると失職し、すべてを失うことになりかねません!

賠償金を抱えながら失職すると、仮に執行猶予となっても日々の収入は断たれ、現在の生活は一変します。さらに退職手当を受け取れない可能性があり、今後の生活にも大きく影響します。

失職すると失うもの

公務員としての身分・収入

退職手当

生活が破たんする可能性



じちろうマイカー共済ならでの“失職を防ぐ取り組み”で組合員をサポートします!

サポート体制 \あなたをしっかりとサポートします/

じちろうマイカー共済は、組合員(被共済者)が重大な人身事故を起こした際、失職を防ぐ取り組みを行います。失職防止の取り組みを制度化しているのは、じちろうマイカー共済の大きな特長といえます。

※悪質運転(飲酒や無免許など)に該当する事故の場合は、補償の対象外です。



じちろうマイカー共済での失職防止件数(直近4年)

事故	2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 合計					
	弁護士対応重大事案 (うち自動車運転過失傷害)	8	8	8	7	31
(うち自動車運転過失致死)	6	6	6	6	24	
(うち自動車運転過失致死)	2	2	2	1	7	
判決	不起訴・罰金	8	8	6	4	26
	有期刑判決	0	0	0	0	0
	未結審	0	0	2	3	5

直近の4年間で完了事案(26件)のすべてが「不起訴・罰金」となっており、組合員の失職を100%の高い割合で防いでいます。

ポイント1 じちろうマイカー共済は必要な補償をセットでご用意!

じちろうマイカー共済の基本補償は「標準型」を用意。「標準型」は組合員とその家族に必要な補償があらかじめセットされています。この「標準型」をベースにさまざまな特約や割引、車両損害補償などを組み合わせることで、よりニーズにあった補償にすることができます。

標準型の補償内容

車種	対人賠償	対物賠償	人身傷害補償	無共済車傷害	搭乗者傷害特約	自損事故傷害特約	弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)
四輪自動車	無制限	無制限	5,000万円	無制限	なし*	—	あり
二輪自動車	無制限	無制限	なし*	無制限	500万円	1,500万円	あり
原付自転車	無制限	無制限	なし*	無制限	なし*	1,500万円	あり

※[なし]となっている補償は、任意で付帯することができます

自治体職員に心強い特約!

ポイント2 団体割引で手頃な掛金。同居親族の車にも適用!

組合員による加入で団体割引が適用されます。しかも契約者の車だけでなく、同居親族が主に使用する車にも団体割引が適用されます。家族の車をまとめて契約することで、複数契約割引の対象になる場合もあります。

※団体割引は、車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。また、毎年11月時点の実績により変動することがあります。

【主たる被共済者になれる方】

- ① 組合員本人
- ② 組合員の配偶者¹⁾
- ③ 組合員の同居の親族²⁾
- ④ 組合員の配偶者の同居の親族²⁾

¹⁾ 内縁関係および同性パートナーを含む。ただし組合員本人または内縁関係等にある方に婚姻の届け出をしていない配偶者がいる場合を除く。
²⁾ 婚姻関係のない同居の未婚の子を含む。



掛金見積もり依頼受付中

所属の組合を通じて見積もり依頼を受付中です!

自治労共済推進本部ホームページでも掛金試算ができます

<https://www.zenrosai.coop/contact/zenkoku/jichiro/>

ID:tasukeai パスワード:jichiro



最も大切なことは…

事故を未然に防ぐこと。

補償を用意したり、事故後の対応を確認しておくのも大事ですが、まずは事故を起こさないことが一番です。日頃から安全運転を心がけましょう。

このような運転身に覚えはありませんか？



ドキッとした方は、事故を引き起こす可能性 **大!!**

危険を予測した安全運転を心がけましょう

周囲の安全を確認しないで無理に右折しようとしていませんか？

周囲の安全を確認しないで強引に右折すると、対向車との衝突や、横断歩行者や自転車を見落とし、事故につながる危険があります。右折するときは対向車が途切れるのを待って、横断歩行者などの有無をしっかりと確認しましょう。



走行中の飲食・わき見などの「ながら運転」をしていませんか？

飲食やわき見などをしながら運転すると、周囲に対する注意がおろそかになり大変危険です。走行時は「ながら運転」はやめましょう。



青信号に変わるとすぐに発進していませんか？

渡り遅れた歩行者や自転車と事故になる危険があります。発進する前に必ず前方を確認しましょう。



ミラーやバックモニターだけにバックしていませんか？

ミラーやバックモニターだけに頼りバックすると、障害物を見落とし、周囲を誤る危険があります。振り向いて直接自分で確認したり、窓を開けて周囲の音(車や歩行者)にも気を配りましょう。



睡眠不足や体調のすぐれないときに無理して運転をしていませんか？

寝れていたり、体調が悪いときに無理をして運転すると、集中力が低下して事故につながります。また、疲労の影響で目が疲れると、見落としや見間違いが増える危険性があります。疲労時の運転は控えるとともに、こまめに休憩をとりましょう。



交差点

信号機のない交差点や出会い頭の事故が多発しています。交差点を走行する際は、歩行者とドライバーが視線を合わせ(アイコンタクト)、安全を確認してから走行しましょう!

夜間走行

夕暮れ時や夜間は視界が悪くなるため、歩行者や自転車などの発見が遅れがちです。早めに前照灯を点灯(ライトオン)し、自分の車(自転車も)の存在を周囲に知らせましょう。

高齢者

高齢者は歩く速度が遅いため、横断に時間がかかります。また体力の衰えから、急に走ったり、早足で渡ることもできません。高齢者を見かけたら、減速や一時停止をして道を譲りましょう。その際は、後続車の追突にも注意し、徐々にスピードを落としましょう。

子ども

公園などの近くでは「子どもが飛び出してくるかもしれない」と考え、スピードを落とすとして走行しましょう。また、子どもは物が投げ渡す傾向があるため、車前部に車の周囲に子どもがいなければ確かめましょう。

自転車

自転車は運転免許がいらないので、交通ルールを理解していない人も少なくありません。また、自転車にはウィンカーがないため、急に進路変更する場合があります。ある程度、自転車の進路変更を予測した運転を心がけましょう。

二輪車

四輪車に比べて小さいため、対向車の死角やミラーの死角に入り、発見が遅れたりします。また、車と車の隙間を走行したり、踏切帯を走行することもあります。右左折時には二輪車の有無を確認しましょう。二輪車の急な進路変更を予測し、無理な追い越しはせず、十分な車間距離をとりましょう。

万一事故を起こしたら…

気をつけていても、起きてしまう事故はあります!

事故対応の流れ

こんなときこそ
落ち着いて!

事故発生



- まず慌てず冷静になりましょう。
- 現場にいる人たちに協力依頼を。
- 救急車の手配をし、現場では応急手当てを。
- 人身事故の場合、共済金の請求には医師の診断書が必要です。軽傷でも必ず医師の診察を受けましょう。

1 負傷者への対応

救急車などの手配



2 ほかの自動車や歩行者の安全確保

道路における危険防止策を確実に!

- (1) 二重の事故にならないよう、事故車両の片付けなどを
- (2) 負傷者を動かさないときは、後続車などに対する注意を

道路交通法第72条には、「交通事故があったときは、運転者その他の乗客等は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど必要な措置を講じなければならない」と規定されています。

3 警察への届け出

警察には必ず事故の届け出を!

○警察に連絡をします
もし運転者が負傷して連絡できないときは他の人に連絡を依頼します。

110番



○連絡事項は正確に

- (1) 事故発生の日時
- (2) 事故発生の場所(目印になる建物など)
- (3) 壊れた物や程度、負傷者の人数やけがの程度、意識、出血の有無、壊したものとその程度
- (4) 事故の状況
車と車、人と車、車単独など
- (5) 事故に対して講じた措置



※けがのある場合には人身事故扱いの交通事故証明書が必要で、特に、人身傷害補償・自賠責賠償特約・無共済車傷害・搭乗者傷害特約に該当する事由についても人身事故扱いの交通事故証明書がないと共済金をお支払いできない場合があります。また、車両損害補償についても交通事故証明書が必要な場合があります。交通事故証明書は警察署の警察署で取得できます。

4 事故状況や目撃者の確認とメモ



5 マイカー共済事故受付センターへのご連絡



0120-0889-24
受付時間 平日・夜間を問わず24時間365日受付
【上記フリーダイヤルが利用できない場合】TEL:03-6628-4800(有料)

じちろうマイカー共済なら

こんな困ったを

解決!

じちろうマイカー共済ならこんな困ったを解決します!

トラブルケース1

家族が歩行中、自動車事故にあったが、けがの保障に加入していないで…

四輪車の標準型に付帯
人身傷害補償で補償

ほかにも
■単独事故でのけが
■契約車両以外の自動車に搭乗中の事故によるけがなどを補償します。



トラブルケース2

もらい事故の相手との交渉を弁護士に依頼したい。

自治体職員に必要

弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付)



相手方に対して法律上の損害賠償請求をする場合の弁護士費用や、起訴前に要した弁護士費用などを補償します。
●過失のある事故は「示談交渉サービス」が利用できます。



トラブルケース3

もらい事故(自車過失0%)にあったが、なかなか相手が修理費を払ってくれない。

車両損害補償を使うと翌年から等級が上がり、掛金が上がってしまうので困った。

車両損害の無過失事故に関する特約

契約者に過失がない「もらい事故」でも共済金をお支払いした場合は、等級減算と事故有償数が適用され、次回の更新で掛金が上がりますが、この特約を付帯すれば、等級が下がらず掛金も上がりません。●車両損害補償に付帯できます。



トラブルケース4

もし子どもが自転車事故の加害者になってしまったらどうしよう?

自転車賠償責任補償特約



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します。
●ご家族が自転車複数台所有していても補償します。
●示談交渉サービス付き。
●旅行自転車は対象になりません。



トラブルケース5

車のカギを車内に置いて、ドアをロックして外に出してしまいました…

マイカー共済ロードサービス

- 走行不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送
- 現地に実施可能な30分以内の路上クイックサービス
- 燃料切れ時のガソリンまたは軽油お困りサービス
- 脱輪・落輪等引き上げサービス ●24時間コールサービス(番号案内)

0120-889-376 [上記フリーダイヤルが利用できない場合] TEL:03-6628-4590(有料)



※示談交渉サービスをご利用する際には、一定の条件*を満たす必要があります。詳しくは各都道府県支部までお問い合わせください。
*一定の条件
①ご共済coopが示談交渉サービスを行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者(被害者)が同意している
②1回の事故による法律上の損害賠償責任の範囲が、支払限度額の範囲内の事故である
③共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権者(被害者)より賠償請求を受けている

あなたにもっと
知ってほしい!!

なんで? どうして? じちろう共済

じちろう共済インフォメーション



自治労が推進しているじちろう共済。

今回は**じちろうマイカー共済の団体割引率**についてご案内します。



じちろうマイカー共済

自動車総合補償共済

じちろうマイカー共済は自治体で働く仲間のための自動車補償です。その大きな魅力のひとつである「**団体割引**」にスポットをあててみたいと思います。



Q1 「**団体割引率**」ってなに? 割引率はどのように決めているの?

A1 こくみん共済 coop のマイカー共済を利用している団体別に、毎年「**損害率**」を計算して「**損害率**」に応じた「**団体割引率**」をその団体の組合員に適用するよ。
そのため「**団体割引率**」は、**毎年11月の実績によって変動するんだ**。ちなみに**団体割引率**は、その団体の**契約件数によっても異なるんだ**。**契約件数が多いほど、割引率は大きくなるよ**。

損害率と団体割引率の関係(割引率テーブル表)

契約件数 10万件以上の団体の場合	
損害率	割引率
46% ~ 47%	17.5%
44% ~ 45%	20.0%
42% ~ 43%	22.5%
40% ~ 41%	25.0%
38% ~ 39%	27.5%
36% ~ 37%	30.0%
34% ~ 35%	32.5%
~ 33%	35.0%

同じ損害率でも契約件数によって適用される割引率が異なります

じちろうマイカー共済は現在このあたりの割引率です

左の表を見ると**損害率**と**割引率**が連動していることが分かります。

損害率が変動すると、**割引率**は2.5%刻みで上下する仕組みです。ちなみに**損害率**は「収入掛金に対する支払共済金の割合」のことです。

$$\text{損害率} = \frac{\text{支払共済金}}{\text{収入掛金}} (\%)$$

じちろうマイカー共済の団体割引率変更について

2024年11月発効(10月効力開始) 契約より、団体割引率が **30.0% に変更されます。**

2024年10月発効(2025年9月末満期) 契約までは32.5%です。※団体割引率は毎年11月時点の実績により変動することがあります。



Q2 2024年11月に団体割引率が下がる原因はなに？

A2 主に以下のことが原因として挙げられるよ。

- 1 自動車の部品価格の上昇による修理費増加
【対物賠償・車両損害補償】
- 2 自動車の高性能化による修理費増加
【対物賠償・車両損害補償】
- 3 コロナ禍の行動制限が解けたことによる事故件数の増加
【対人賠償・対物賠償・人身傷害補償・車両損害補償】

このような原因で共済金が増えたから「損害率」が上がり、それに伴って「団体割引率」が下がるよ。今回は社会的な要因がかなり影響しているんだ。



Q3 団体割引率を上げるにはどうしたら良いのかな？

A3 「団体割引率」を上げるためには「損害率」を下げるんだよ。

何よりも「事故を起こさない」ことが大事。

これまで以上に安全運転を心がけるようにしましょうね！

※団体割引は車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。



覚えておこう！「安全運転五則」

1. 安全速度を必ず守る
2. カーブの手前でスピードを落とす
3. 交差点では必ず安全を確かめる
4. 一時停止で横断歩行者の安全を守る
5. 飲酒運転は絶対にしない



団体割引は多くの組合員の利用と、安全運転に支えられています。

ここがポイント！

事故の防止には、思い込みで行動する「だろー運転」はせず、常に危険予測を行う「かもしれない運転」をすることが大事です。何より事故で損するのは自分です。



安全運転で、快適なマイカーライフを楽しんでください。

7才の交通安全プロジェクト

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部は「7才の交通安全プロジェクト」に取り組んでいます。



こくみん共済 (全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部 全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生活として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生活の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

じちろう共済には、生活に役立つさまざまな共済制度があります。不明な点などあれば、まずは組合にご連絡ください。契約にあたっては、パンフレットをご覧ください。

【じちろう共済インフォメーションチラシ(マイカー共済の団体割引率)】第1版 2024.8 第1刷 2024.8 NEW WELL 120,000

< 協議事項Ⅲ >

2024 年度共済推進県本部交付金を活用した推進強化について

1. 2024 年度共済推進県本部交付金

自治労本部は、自治労発2024第0892号（2024年7月29日）で事前にお知らせしたとおり、共済推進県本部交付金運営要綱（以下「運営要綱」といいます。）に基づき、2024年度共済推進県本部交付金を別紙のとおり交付します。

2. 共済推進県本部交付金の目的と活用

共済推進県本部交付金の目的と活用については、運営要綱において以下のとおり規定していますので、あらためて確認いただくとともに、目的に沿った活用をお願いします。

【運営要綱第2条（交付の目的等）抜粋】

第2条 交付の目的は、以下の通りとする。

- （1）自治労の共済活動を推進するために、県本部共済推進委員会の活動支援として交付する。
- （2）県本部は、この交付金の活用を通じて、共済の推進と組織の強化・拡大の運動がともに連携するように努める。また、組合員利益確保のため、自治労共済の事業推進目標達成にむけ、県支部との共同推進を担う。

【運営要綱第5条（交付金の活用）】

第5条 交付金の活用については、以下を条件とする。

- （1）県本部において予算管理を行い、支出内容について県本部共済推進委員会で協議、確認する。
- （2）活用は、第2条の（1）、（2）に規定する目的の範囲とする。
- （3）交付金の活用実績について毎年本部共済推進委員会に報告する。
- （4）県本部において、この要綱に準じる共済推進単組交付金規程を定める。

3. 共済推進単組交付金規程

単組に共済推進単組交付金を支出するためには、支払根拠となる共済推進単組交付金規程（要綱でも可）が必要となりますので、機関会議等で確認された交付金規程に基づいて単組への交付を行ってください。

4. 2023・2024・2025 年度共済推進県本部交付金の留意点

2023・2024・2025 年度の共済推進県本部交付金については、運営要綱の附則第3条

(経過措置 その2)に基づき、団体生命共済の新規件数に応じた交付金額は以下のとおりとなりますので、留意してください。

なお、県本部は、この 交付金額の60%以上を単組に交付 してください。

交付基準	金額、単価
団体生命共済新規件数 (件数は、本人新規契約分および本人61歳契約更新分の合計件数とする)	1件あたり <u>5,000円</u>

<参考：各年度対象期間>

2023年度……2022年6月～2023年5月末

2024年度……2023年6月～2024年5月末

2025年度……2024年6月～2025年5月末

5. 2023年度共済推進県本部交付金の活用実績、共済推進単組交付金規程の報告

自治労発 2024 第 0892 号 (2024 年 7 月 29 日) で事前にお知らせしたとおり、2023 年度の活用実績および共済推進単組交付金規程について、以下期日までに發文リンクのキントーンに登録 (報告) をお願いします。

【登録 (報告) 期日】 2024 年 11 月 11 日 (月) ※厳守

6. 交付日

2024 年 11 月下旬を予定してます。交付日が確定しましたら、発信文書でお知らせします。

以上

2024年度共済推進県本部交付金一覧 (2023年6月発効～2024年5月発効の実績に対して)

- ①全県本部一律 (150万円)
- ②団生加入口数 (1口あたり0.5円)
- ③全種目加入総口数 (対前年度と比較し、増加した伸び率上位10県本部に各100万円)
- ④団生新規件数(本人新規+61歳更改者+退職者団生移行)×5000円

	①一律	団生加入口数		全種目加入総口数			団生新規件数(2023年6月発効～2024年5月発効の累計)					合計	2024交付額	参考 2023交付額	
		2024年5月末 団生加入口数	②交付金	2023年5月末 全種目総口数	2024年5月末 全種目総口数	全種目総口数 対前年比	③交付金	A:本人新規件数 (61歳以上含む)	B:61歳更改者数	C:退職者団生 61歳更改者数	件数合計 (A+B+C)	④交付金	(①+②+③+ ④)		(100円未満切捨)
01 北海道	¥1,500,000	4,024,020	¥2,012,011	10,154,595	10,035,483	98.83%		270	181	77	528	¥2,640,000	¥6,152,011	¥6,152,000	¥6,923,500
03 青森	¥1,500,000	2,010,466	¥1,005,233	5,746,994	5,688,365	98.98%		127	64	29	220	¥1,100,000	¥3,605,233	¥3,605,200	¥3,779,900
04 岩手	¥1,500,000	1,680,233	¥840,117	3,927,771	3,888,932	99.01%		99	35	67	201	¥1,005,000	¥3,345,117	¥3,345,100	¥3,322,700
05 宮城	¥1,500,000	2,243,090	¥1,121,545	5,247,281	5,209,541	99.28%		176	116	85	377	¥1,885,000	¥4,506,545	¥4,506,500	¥4,680,300
06 秋田	¥1,500,000	1,357,641	¥678,821	3,537,541	3,545,362	100.22%		121	59	22	202	¥1,010,000	¥3,188,821	¥3,188,800	¥3,282,300
07 山形	¥1,500,000	2,221,288	¥1,110,644	4,925,447	4,959,816	100.70%		249	20	112	381	¥1,905,000	¥4,515,644	¥4,515,600	¥4,569,500
08 福島	¥1,500,000	3,949,249	¥1,974,625	9,107,697	9,157,241	100.54%		606	159	103	868	¥4,340,000	¥7,814,625	¥7,814,600	¥8,498,800
09 新潟	¥1,500,000	5,648,619	¥2,824,310	13,866,549	13,711,133	98.88%		404	136	176	716	¥3,580,000	¥7,904,310	¥7,904,300	¥8,033,100
10 群馬	¥1,500,000	4,293,264	¥2,146,632	8,434,054	8,449,812	100.19%		323	150	67	540	¥2,700,000	¥6,346,632	¥6,346,600	¥6,311,100
11 栃木	¥1,500,000	1,728,124	¥864,062	3,947,687	3,917,965	99.25%		152	98	49	299	¥1,495,000	¥3,859,062	¥3,859,000	¥3,678,800
12 茨城	¥1,500,000	2,012,443	¥1,006,222	5,409,859	5,399,589	99.81%		223	95	42	360	¥1,800,000	¥4,306,222	¥4,306,200	¥4,108,400
13 埼玉	¥1,500,000	823,267	¥411,634	1,947,978	1,914,660	98.29%		24	37	12	73	¥365,000	¥2,276,634	¥2,276,600	¥2,500,000
14 東京	¥1,500,000	2,235,709	¥1,117,855	5,963,419	5,773,895	96.82%		176	155	29	360	¥1,800,000	¥4,417,855	¥4,417,800	¥3,863,300
15 千葉	¥1,500,000	583,811	¥291,906	1,220,666	1,233,137	101.02%	¥1,000,000	66	23	4	93	¥465,000	¥3,256,906	¥3,256,900	¥3,737,500
16 神奈川	¥1,500,000	3,147,352	¥1,573,677	5,862,960	5,764,807	98.33%		154	158	66	378	¥1,890,000	¥4,963,677	¥4,963,600	¥5,156,400
17 山梨	¥1,500,000	588,154	¥294,078	1,714,127	1,729,549	100.90%	¥1,000,000	72	16	9	97	¥485,000	¥3,279,078	¥3,279,000	¥2,239,400
18 長野	¥1,500,000	3,864,855	¥1,932,428	7,769,553	7,771,057	100.02%		376	120	178	674	¥3,370,000	¥6,802,428	¥6,802,400	¥6,513,100
19 富山	¥1,500,000	1,560,849	¥780,425	4,814,741	4,813,026	99.96%		293	62	47	402	¥2,010,000	¥4,290,425	¥4,290,400	¥4,004,900
20 石川	¥1,500,000	1,082,584	¥541,293	3,428,848	3,389,756	98.86%		84	59	15	158	¥790,000	¥2,831,293	¥2,831,200	¥2,830,300
21 福井	¥1,500,000	1,058,698	¥529,350	2,539,108	2,567,100	101.10%	¥1,000,000	304	20	30	354	¥1,770,000	¥4,799,350	¥4,799,300	¥4,464,800
22 静岡	¥1,500,000	1,362,963	¥681,482	2,987,526	3,093,384	103.54%	¥1,000,000	210	65	43	318	¥1,590,000	¥4,771,482	¥4,771,400	¥4,551,700
23 愛知	¥1,500,000	1,052,505	¥526,253	2,408,469	2,464,957	102.35%	¥1,000,000	165	59	12	236	¥1,180,000	¥4,206,253	¥4,206,200	¥2,924,600
24 岐阜	¥1,500,000	929,020	¥464,510	2,535,448	2,601,115	102.59%	¥1,000,000	167	44	22	233	¥1,165,000	¥4,129,510	¥4,129,500	¥3,618,000
25 三重	¥1,500,000	2,470,599	¥1,235,300	5,173,763	5,222,149	100.94%	¥1,000,000	338	65	73	476	¥2,380,000	¥6,115,300	¥6,115,300	¥6,118,200
26 滋賀	¥1,500,000	684,374	¥342,187	1,492,850	1,523,361	102.04%	¥1,000,000	168	27	9	204	¥1,020,000	¥3,862,187	¥3,862,100	¥3,479,700
27 京都	¥1,500,000	769,494	¥384,748	1,469,679	1,451,426	98.76%		50	32	17	99	¥495,000	¥2,379,748	¥2,379,700	¥2,563,300
28 奈良	¥1,500,000	724,318	¥362,159	1,869,071	1,851,924	99.08%		127	28	20	175	¥875,000	¥2,737,159	¥2,737,100	¥2,700,700
29 和歌山	¥1,500,000	1,175,806	¥587,903	2,735,870	2,792,417	102.07%	¥1,000,000	268	47	38	353	¥1,765,000	¥4,852,903	¥4,852,900	¥3,139,800
30 大阪	¥1,500,000	7,521,793	¥3,760,897	13,541,619	13,210,777	97.56%		352	373	98	823	¥4,115,000	¥9,375,897	¥9,375,800	¥9,140,600
32 兵庫	¥1,500,000	1,712,568	¥856,284	3,577,843	3,595,142	100.48%		142	66	20	228	¥1,140,000	¥3,496,284	¥3,496,200	¥3,349,000
33 岡山	¥1,500,000	909,626	¥454,814	2,346,953	2,375,869	101.23%	¥1,000,000	132	33	21	186	¥930,000	¥3,884,814	¥3,884,800	¥2,772,900
34 広島	¥1,500,000	2,967,274	¥1,483,637	7,185,484	7,180,838	99.94%		326	130	60	516	¥2,580,000	¥5,563,637	¥5,563,600	¥5,444,600
35 鳥取	¥1,500,000	1,637,270	¥818,636	4,453,360	4,490,267	100.83%		249	60	54	363	¥1,815,000	¥4,133,636	¥4,133,600	¥4,108,800
36 島根	¥1,500,000	3,514,254	¥1,757,128	6,611,867	6,636,460	100.37%		531	80	112	723	¥3,615,000	¥6,872,128	¥6,872,100	¥6,260,100
37 山口	¥1,500,000	2,754,034	¥1,377,017	6,039,547	6,072,331	100.54%		357	99	51	507	¥2,535,000	¥5,412,017	¥5,412,000	¥5,279,700
38 香川	¥1,500,000	1,933,441	¥966,721	4,806,930	4,849,360	100.88%		206	59	38	303	¥1,515,000	¥3,981,721	¥3,981,700	¥4,203,300
39 徳島	¥1,500,000	1,754,574	¥877,288	5,554,504	5,578,621	100.43%		244	55	64	363	¥1,815,000	¥4,192,288	¥4,192,200	¥4,157,800
40 愛媛	¥1,500,000	991,919	¥495,960	1,637,354	1,613,538	98.55%		111	52	25	188	¥940,000	¥2,935,960	¥2,935,900	¥4,431,600
41 高知	¥1,500,000	1,659,365	¥829,683	4,863,953	4,850,916	99.73%		174	75	50	299	¥1,495,000	¥3,824,683	¥3,824,600	¥3,852,600
42 福岡	¥1,500,000	9,220,054	¥4,610,027	17,708,484	17,692,281	99.91%		809	311	155	1,275	¥6,375,000	¥12,485,027	¥12,485,000	¥12,237,100
43 佐賀	¥1,500,000	2,277,312	¥1,138,656	5,920,269	5,942,077	100.37%		200	73	58	331	¥1,655,000	¥4,293,656	¥4,293,600	¥4,948,300
44 長崎	¥1,500,000	2,732,203	¥1,366,102	5,016,368	5,030,707	100.29%		323	72	52	447	¥2,235,000	¥5,101,102	¥5,101,100	¥5,097,000
45 大分	¥1,500,000	7,751,492	¥3,875,746	13,170,593	13,237,587	100.51%		546	104	162	812	¥4,060,000	¥9,435,746	¥9,435,700	¥10,437,500
46 宮崎	¥1,500,000	2,858,067	¥1,429,034	7,262,996	7,185,883	98.94%		177	95	56	328	¥1,640,000	¥4,569,034	¥4,569,000	¥4,813,000
47 熊本	¥1,500,000	2,572,745	¥1,286,373	6,897,052	6,939,703	100.62%		339	101	78	518	¥2,590,000	¥5,376,373	¥5,376,300	¥5,471,900
48 鹿児島	¥1,500,000	7,795,143	¥3,897,572	19,901,234	19,739,732	99.19%		616	225	156	997	¥4,985,000	¥10,382,572	¥10,382,500	¥10,204,900
49 沖縄	¥1,500,000	4,025,589	¥2,012,795	8,617,275	8,536,890	99.07%		299	117	78	494	¥2,470,000	¥5,982,795	¥5,982,700	¥7,020,900
60 社保労	¥1,500,000	1,080,182	¥540,091	1,958,714	1,911,239	97.58%		52	62	18	132	¥660,000	¥2,700,091	¥2,700,000	¥2,758,600
50 本部	¥0	267,392	¥0	659,308	658,436	99.87%	¥0	0	6	3	9	¥0	¥0	¥0	¥0
合計	¥72,000,000	123,219,090	¥61,475,871	277,971,257	277,249,615	99.74%	¥10,000,000	11,977	4,378	2,862	19,217	¥96,040,000	¥239,515,871	¥239,513,700	¥237,584,300